

第 15 避難器具

1 防火対象物の用途及び階に適應する避難器具の種類 (第 15-1 表参照)

第 15-1 表

防火対象物	階				
	地階	2 階	3 階	4 階 又は 5 階	6 階以上 ※11 階以上の 階を除く
(1) 政令別表第 1(6)項に掲げる防火対象物で、収容人員が 20 人(下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するもの(あっては、10 人)以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・避難はしご ・避難用タラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・救助袋 ・避難橋
(2) 政令別表第 1(5)項に掲げる防火対象物で、収容人員が 30 人(下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するもの(あっては、10 人)以上のもの (3) 政令別表第 1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(11)項までに掲げる防火対象物で、収容人員が 50 人以上のもの(主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難はしご ・避難用タラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
(4) 政令別表第 1(12)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、収容人員が、150 人(無窓階又は地階にあっては 100 人)以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・避難はしご ・避難用タラップ 		<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
(5) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていない階で、収容人員が 10 人以上のもの		(注) <ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋

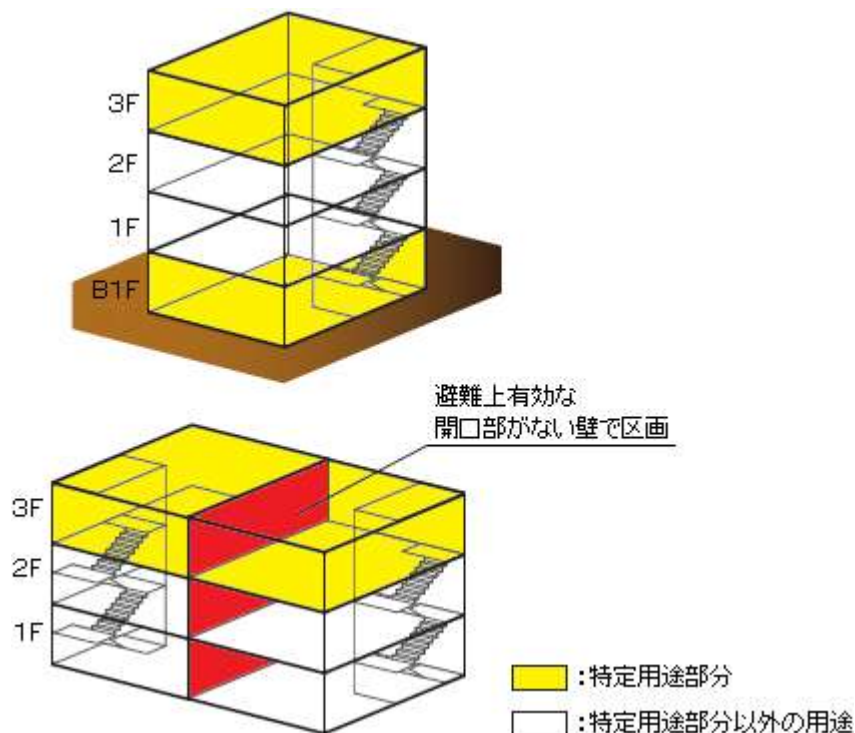
(注) 政令別表第 1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物で(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

2 用語の定義

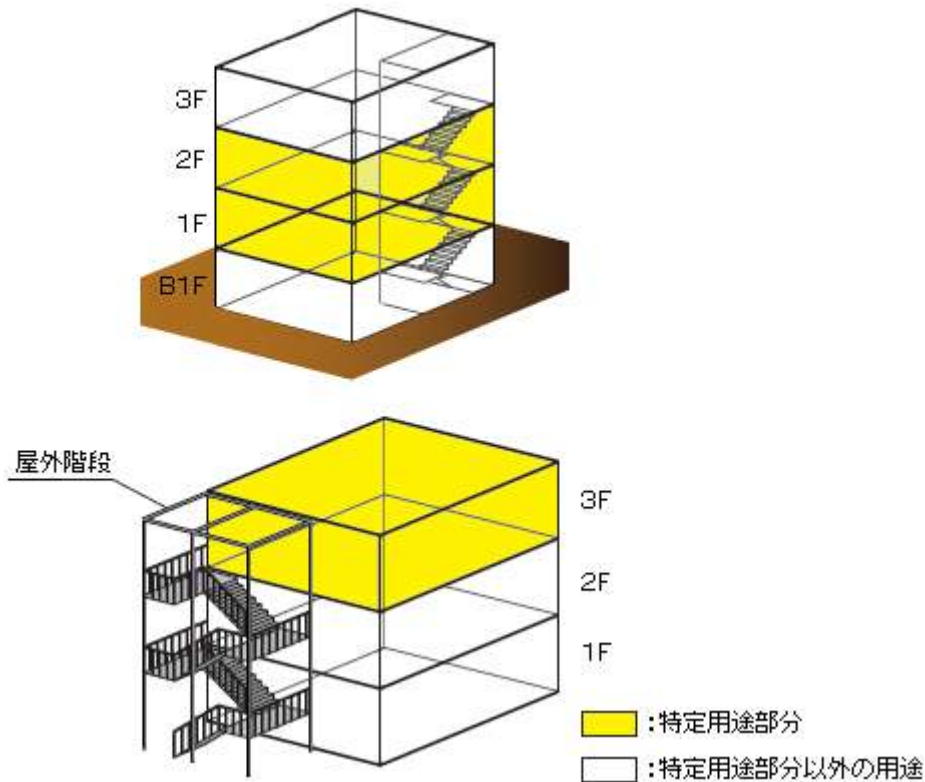
この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「避難はしご」とは、固定はしご、立てかけはしご及びつり下げはしごをいう。
 - ア 「固定はしご」とは、常時使用可能の状態で防火対象物に固定されて使用されるもの（収納式のもの（横棧を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能の状態にすることができるものをいう。以下同じ。）及びその下部を折りたたむこと又は伸縮させることができる構造のものを含む。）をいう。
 - イ 「立てかけはしご」とは、防火対象物に立てかけて使用されるものをいう。
 - ウ 「つり下げはしご」とは、防火対象物につり下げて使用されるものをいう。
 - エ 「ハッチ用つり下げはしご」とは、つり下げはしごのうち、避難器具用ハッチ（金属製避難はしごを常時使用可能の状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。）に格納されているもの（使用の際、防火対象物に突起が接触しない構造のものに限る。）をいう。
- (2) 「緩降機」とは、使用者が他人の力を借りずに自重により自動的に連続交互に降下することができる機構を有するものをいう。
 - ア 「固定式緩降機」とは、常時取付け具に固定されて使用する緩降機をいう。
 - イ 「可搬式緩降機」とは、使用時に取付け具に取り付けて使用する緩降機をいう。
 - ウ 「調速器」とは、緩降機の降下速度を一定の範囲に調節する装置をいう。
 - エ 「調速器の連結部」とは、取付け具と調速器を連結する部分をいう。
 - オ 「着用具」とは、使用者が着用することにより使用者の身体を保持する用具をいう。
 - カ 「緊結金具」とは、ロープと着用具を連結する金具をいう。
 - キ 「リール」とは、ロープ及び着用具を収納するために巻き取る用具をいう。
- (3) 「救助袋」とは、使用の際、垂直又は斜めに展張し、袋本体の内部を滑り降りるものをいう。
- (4) 「滑り台」とは、勾配のある直線状又はらせん状の固定された滑り面を滑り降りるものをいう。
- (5) 「滑り棒」とは、垂直に固定した棒を滑り降りるものをいう。
- (6) 「避難ロープ」とは、上端部を固定しつり下げたロープを使用し降下するものをいう。
- (7) 「避難用タラップ」とは、階段状のもので、使用の際、手すりをを用いるものをいう。
- (8) 「避難橋」とは、建築物相互を連絡する橋状のものをいう。
- (9) 「取付部」とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (10) 「取付部の開口部の大きさ」とは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあつては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (11) 「操作面積」とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。

- (12) 「降下空間」とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下この項において「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (13) 「避難空地」とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。
- (14) 「避難通路」とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (15) 「取付け具」とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (16) 「避難器具用ハッチ」とは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (17) 「避難器具専用室」とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (18) 「固定部」とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (19) 「特定一階段等防火対象物」とは、階段及び傾斜路のうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この項において「特定用途部分」という。）が政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は省令第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものをいう。（第15-1図参照）



《特定一階段等防火対象物とならない防火対象物の例》



第 15— 1 図

- (20) 「避難階以外の階」とは、1 階及び 2 階を除くものとし、省令第 4 条の 2 の 2 で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分をいう。
- (21) 「避難上有効な開口部」とは、直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75 cm 以上及び 1.2m 以上の開口部で、次に適合するものをいう。
- ア 床面から開口部の下端までの高さは、15 cm 以内であること。
- イ 開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであること。
- ウ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- (22) 「避難上有効な構造を有する場合」とは、建基令第 123 条及び第 124 条に規定する避難階段（屋内に設けるもので、**消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 7 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件**（平成 14 年消防庁告示第 7 号。以下「**屋内階段等告示**」という。）が定めるものに限る。）又は特別避難階段である場合をいう。
- (23) 「一動作型避難器具」とは、一動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できる避難器具をいう。

3 避難器具の設置

避難器具の設置に関する事項は、政令第 25 条の規定によるほか、次によること。

(1) 地上に直通する階段の個数の算出

政令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する地上に直通する階段の個数の算出については、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。(第 15-2 図参照)

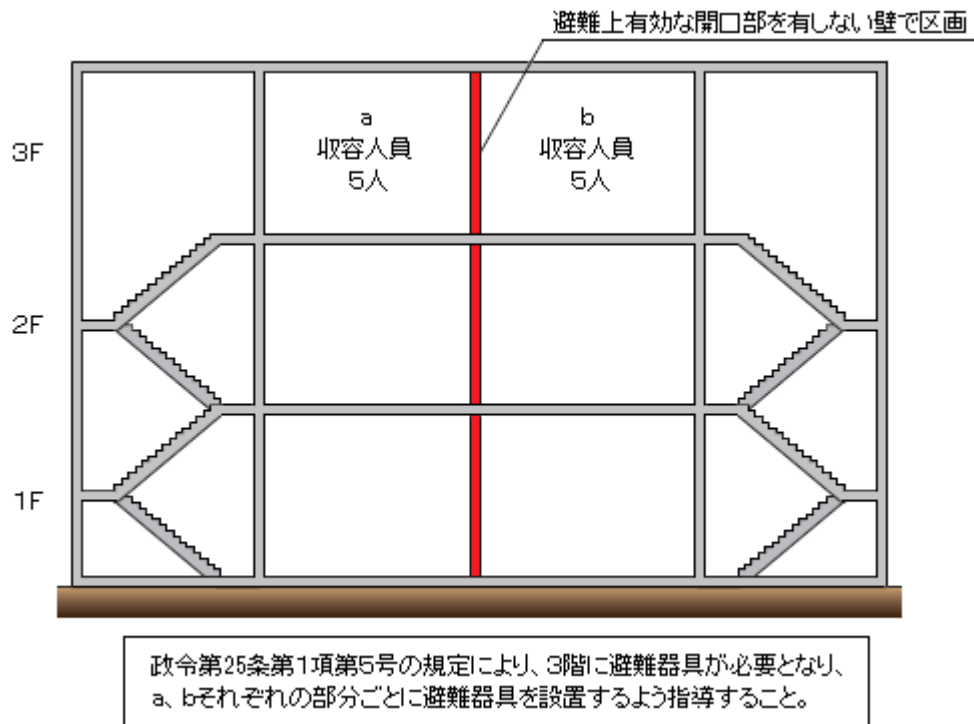
(2) 収容人員の算定

政令第 25 条第 1 項第 5 号に規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定するものであること。

(3) 避難器具の設置個数の算定

ア 政令第 25 条第 2 項第 1 号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

イ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が 1 である場合等、避難器具の設置個数よりも避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の数が多い場合は、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていけばよいものであるが、努めて避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。▲

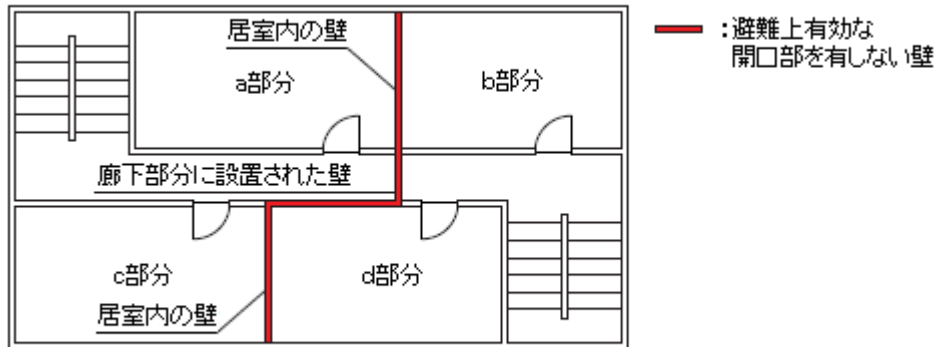


第 15-2 図

(4) 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の取扱い

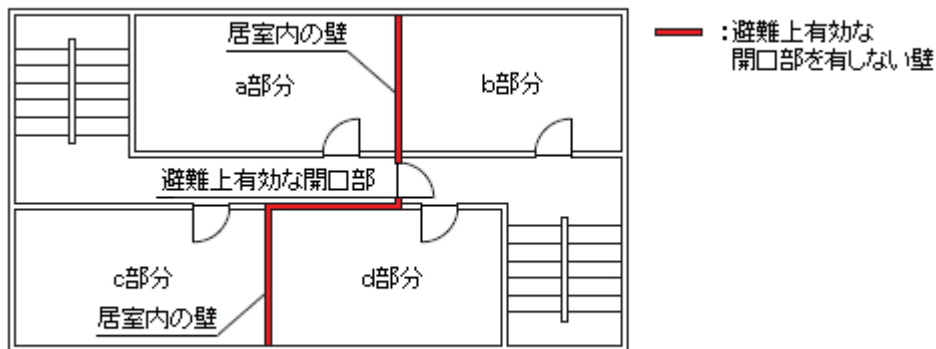
避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の具体例は、**第15-3図**によるものであること。

(避難上有効な開口部を有しない壁で区画され、直通階段が1と判断される場合の例)



判定:階が2つに区画され、それぞれの避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分に直通階段が1のみ

(避難上有効な開口部を有する壁で区画され、直通階段が2と判断される場合の例)



判定:避難上有効な開口部があるため階が2つに区画されておらず、2つの直通階段が使用可能

第15-3図

- (5) 外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下この項において「バルコニー等」という。）が、避難上有効に設けられている防火対象物に設置する避難器具は、努めて避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋とすること。▲
- (6) 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて滑り台とすること。▲
ただし、避難が困難な者の状況に応じて、救助袋とすることができる。
- (7) 劇場、百貨店、学校、博物館その他多数の者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて救助袋又は滑り台とすること。▲

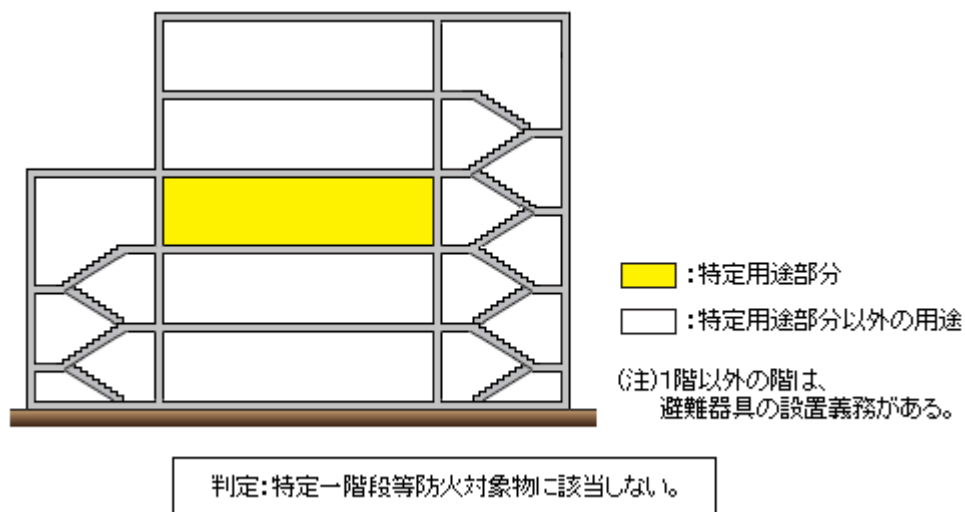
4 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

省令第27条第1項第1号に規定する特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器

具は、次によること。

(1) 特定一階段等防火対象物又はその部分に該当するか否かの判断については、次の例によること。

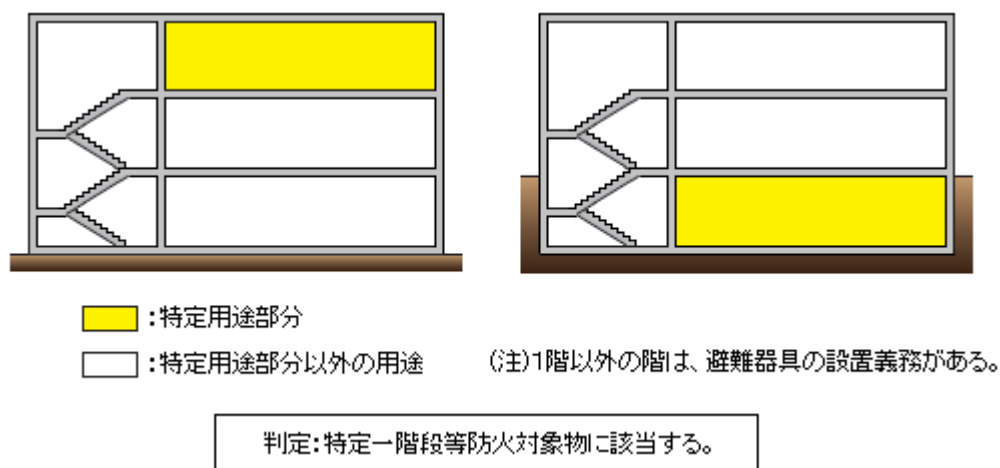
ア **第15-4図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2系統ある屋内階段のうち、1系統は全階、もう1系統は特定用途部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当しないこと。



第15-4図

イ **第15-5図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が1系統の場合は、特定用途部分が存しない階を含めて、特定一階段等防火対象物として取り扱うこと。

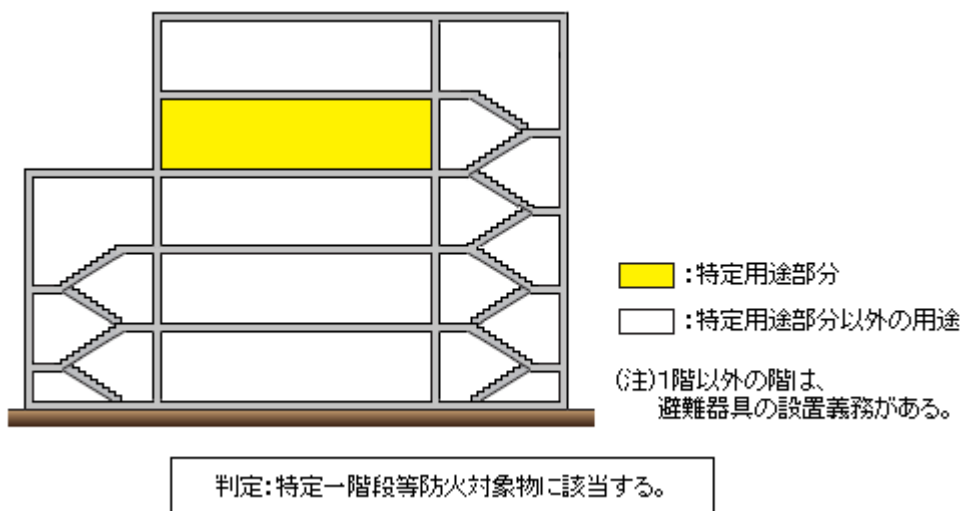
ただし、2階部分の避難器具の設置については、政令第32条の規定を適用して、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。



第15-5図

ウ **第15-6図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2系統ある屋内階段のうち、1系統は全階、もう1系統は特定用途部分以外の部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

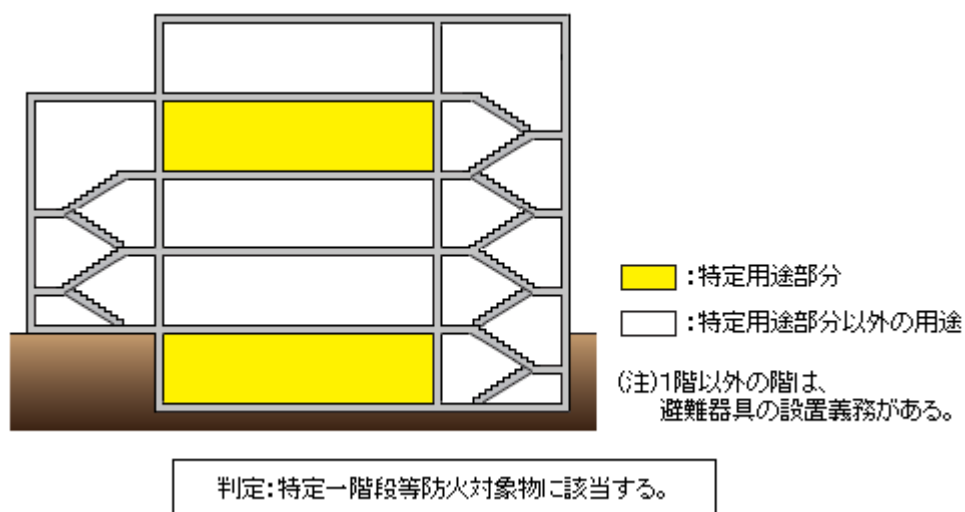
ただし、屋内階段が2系統となる階の避難器具の設置については、政令第32条の規定を適用して、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。



第15-6図

エ **第15-7図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、地階に至る屋内階段が1系統、地上階の屋内階段が2系統ある場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

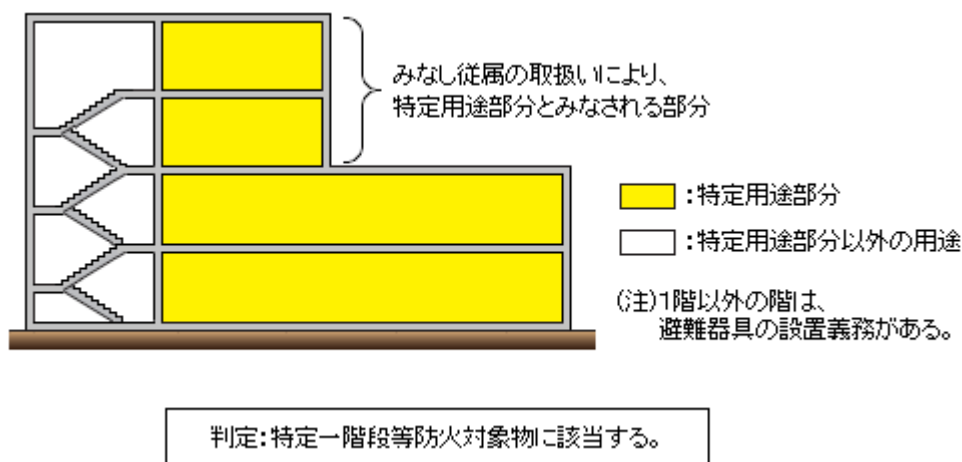
ただし、屋内階段が2系統となる階の避難器具の設置については、政令第32条の規定を適用して、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。



第15-7図

オ 第15-8図の例に示すとおり、避難階以外の階に存する部分が、春日井市消防同意等指導基準 第3章 第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い 5(2)みなし従属の取扱いにより、特定用途部分とみなされる場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

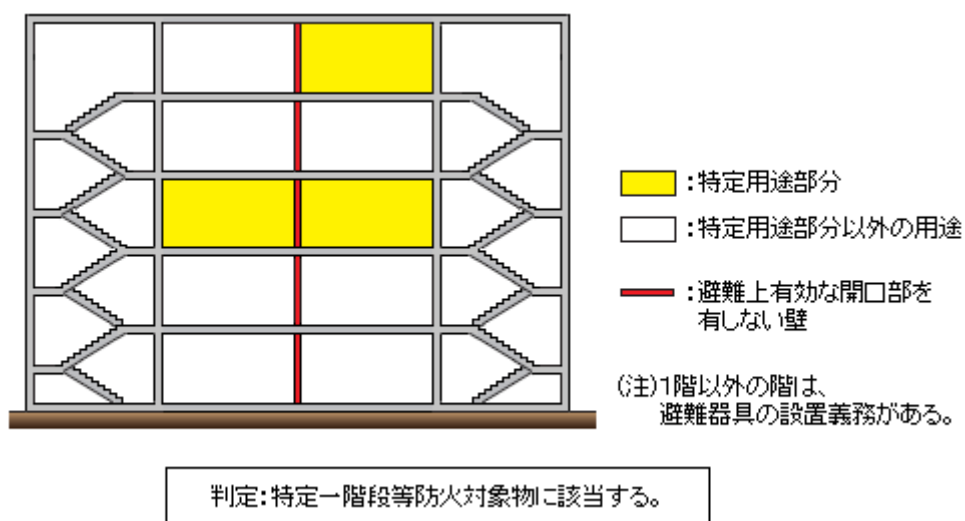
ただし、当該避難階以外の階に存する特定用途部分とみなされる部分の避難器具の設置については、政令第32条の規定を適用して、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。



第15-8図

カ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合

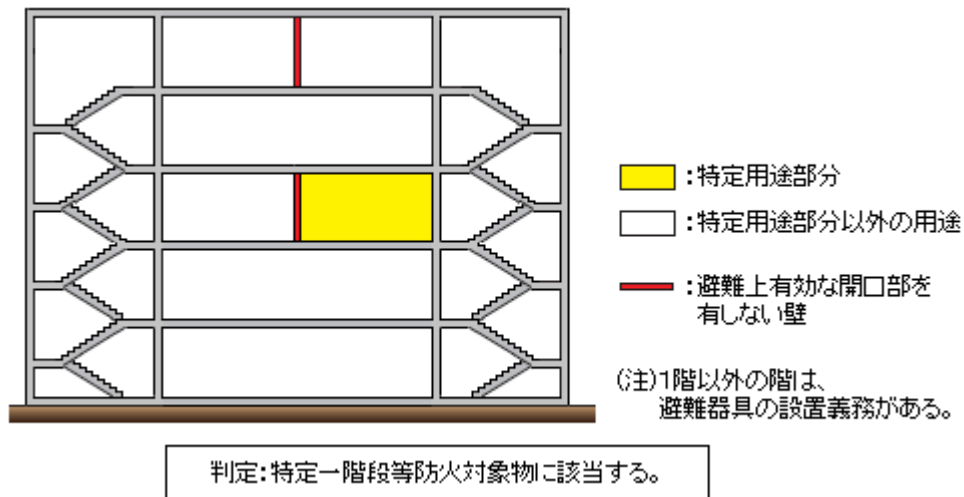
(ア) 第15-9図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が2系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。



第15-9図

(イ) **第15-10図**の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が2系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分と区画されていない部分が存する場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

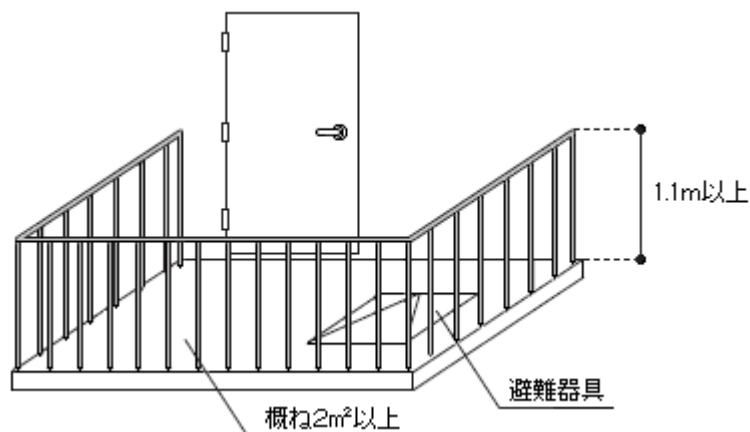
ただし、屋内階段が2系統となる階の避難器具の設置については、政令第32条の規定を適用して、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。



第15-10図

(2) 省令第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね2㎡以上の床面積を有し、かつ、床面からの高さが1.1m以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー、同一フロアの屋上その他これらに準じるものであることをいうものであること。●(第15-11図参照)

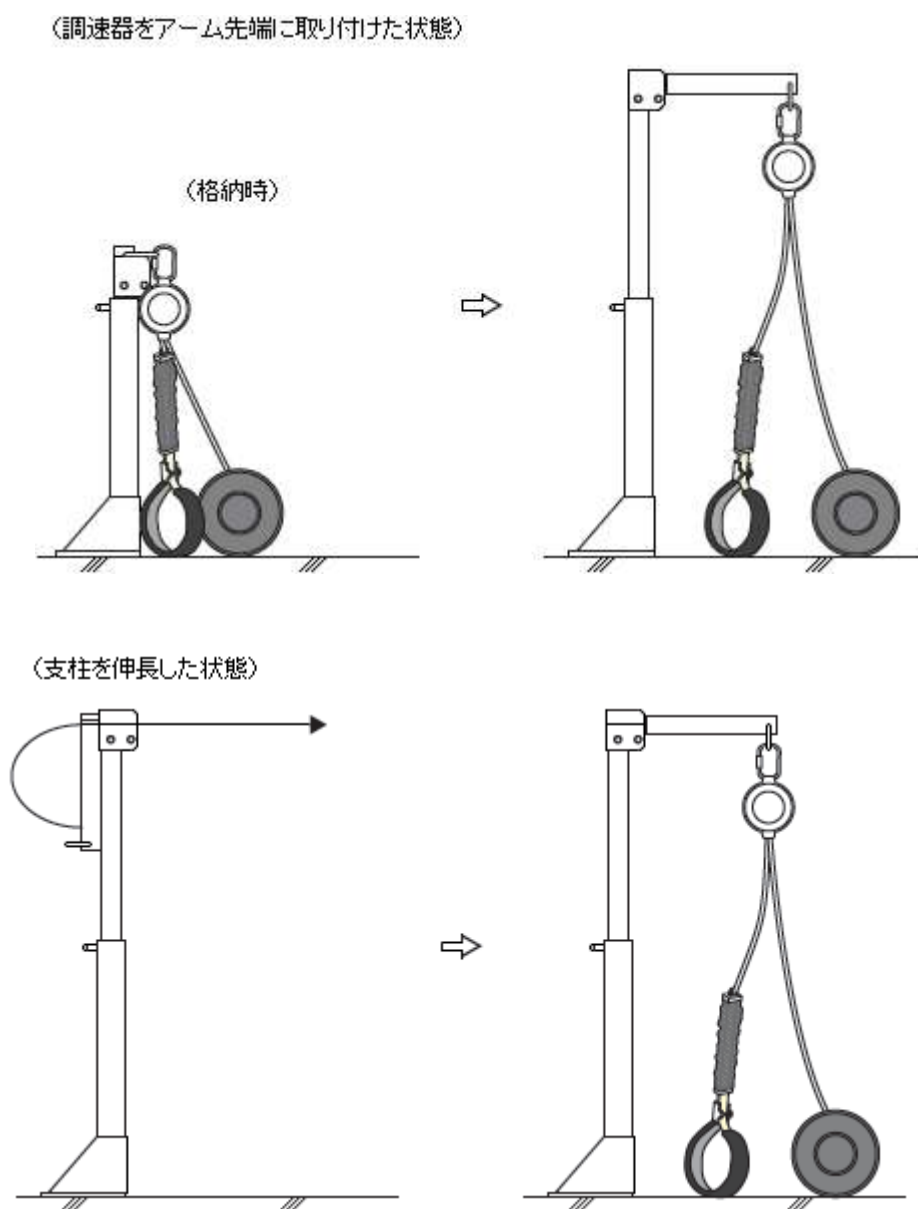
この場合、避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具を用いるものについては、手すりを1.2m以下の高さ又は避難上支障のないようにステップ等を設ける必要があること(次の5(1)ク及び2)ソ(イ)において同じ。)



第15-11図

(3) 省令第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難はしご（固定はしごに限る。）、避難用タラップ（固定式に限る。）、滑り台、滑り棒、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうこと。

例えば、**第15-12図**のように緩降機の調整器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されているもの又は支柱を伸長した状態で設置されているものについても、適合するものであること。ただし、この場合、省令第27条第1項第3号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識について、整合が図られている必要があること。

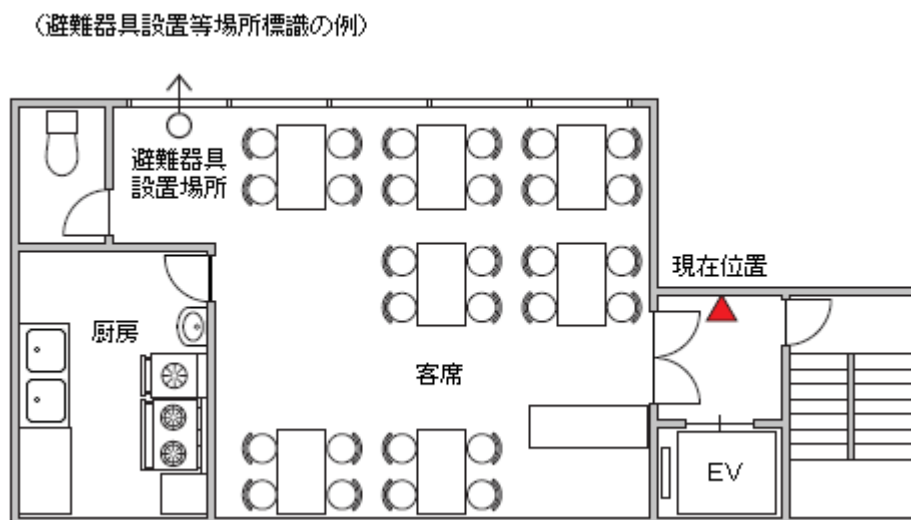


第15-12図

(4) 一動作型避難器具は、特定一階段等防火対象物以外の防火対象物に対しても設置できるものであること。

(5) 避難器具設置等場所の表示

省令第 27 条第 1 項第 3 号イ及びハに規定する、特定一階段等防火対象物における避難器具を設置し、又は格納する場所（以下この項において「避難器具設置等場所」という。）に設ける標識は、次によること。（第 15-13 図参照）



第 15-13 図

ア 省令第 27 条第 1 項第 3 号イの規定により、避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置を講じることとされているが、ここでいう「容易に識別できる措置」とは、当該部分に**避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目**（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「**避難器具設置基準告示**」という。）**第 5 第 1 号**に規定する「避難器具の位置を示す標識」を設けるとともに、**7(1)**の例による標識を設けることで足りるものであるが、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であればこれ以外の方法によることもできるものであること。

イ 省令第 27 条第 1 項第 3 号ハの規定により、避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（附室が設けられている場合にあつては、当該附室）の出入口付近の見やすい箇所に、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることとされているが、当該標識は、次によること。

(ア) 標識の平面図には、避難器具設置等場所のほか、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。

(イ) 標識は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく

使用される箇所に設けること。

ただし、エレベーターホール及び階段室の出入口付近の両方の箇所に設けることを妨げるものではないこと。

(ウ) 標識は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に識別できる大きさとし、破損又は汚損しない方法により表示すること。

ウ 避難器具設置等場所の出入口とエレベーターホール又は階段室の出入口が近接する場合は、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることで足りるものであること。

5 避難器具の設置方法等

避難器具を設置する位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等（以下この項において「設置方法等」という。）は、次によること。

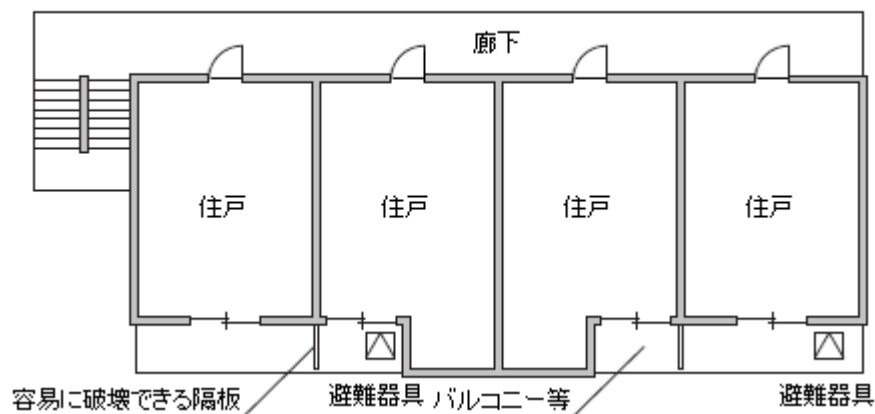
(1) 共通事項

ア 政令第25条第2項第2号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されており、当該経路に扉がある場合は、施錠装置がないことをいう。

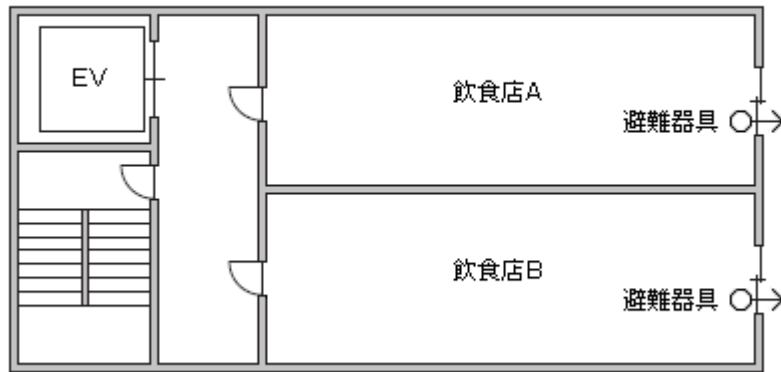
ただし、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあっては、この限りでない。

イ 管理権原が異なること等により、避難器具に至る経路に施錠装置が設けられ、当該経路が確保できない場合には、管理権原ごとに避難器具を設置すること。●（第15-14図参照）

（共同住宅に設ける場合の例）



(飲食店に設ける場合の例)

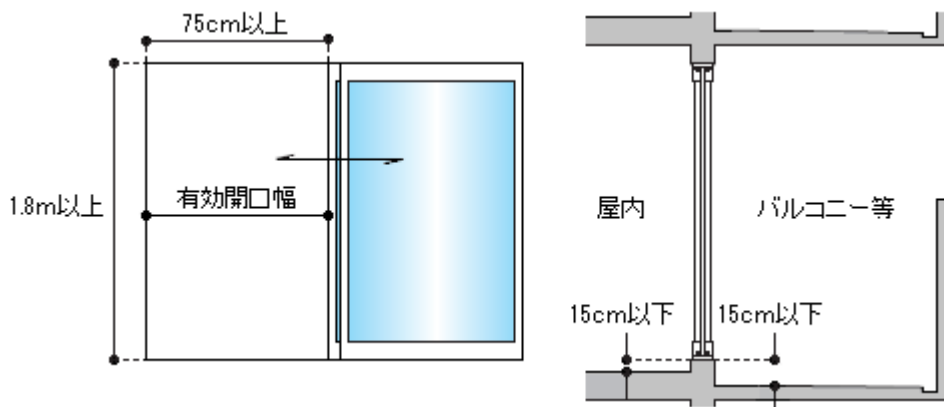


飲食店AとBの営業時間が異なり、階の各部分から避難器具に至る経路が確保できない場合

第15-14図

ウ 避難器具は、防火対象物の関係者又は利用者の目に触れにくい機械室、収納庫等には設けないこと。●

エ 屋内からバルコニー等に設けられた避難器具に至る扉については、幅75cm以上、高さ1.8m以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。▲(第15-15図参照)
ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。

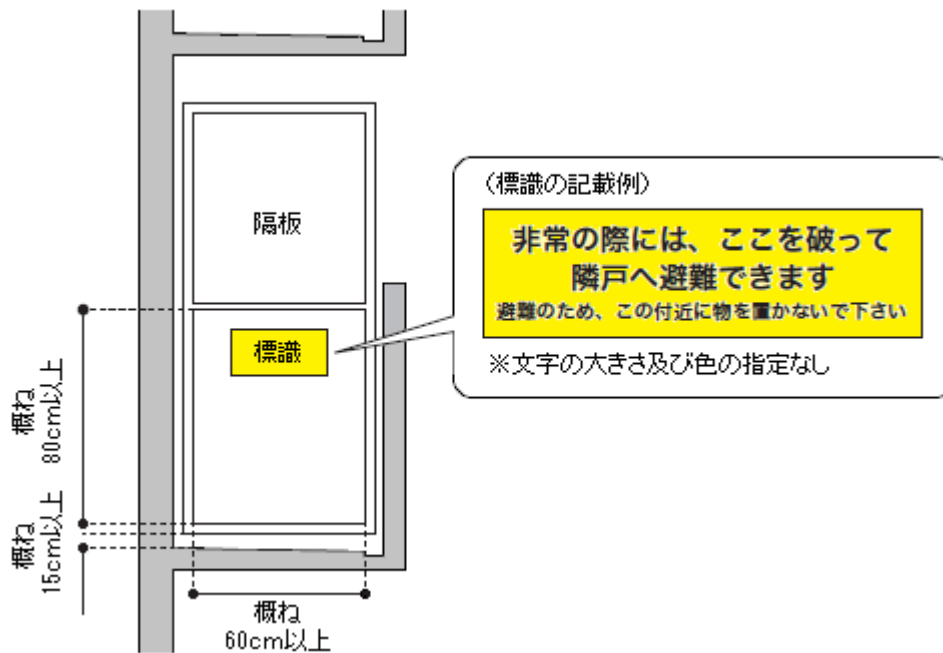


第15-15図

オ 隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあつては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること。▲(第15-16図参照)

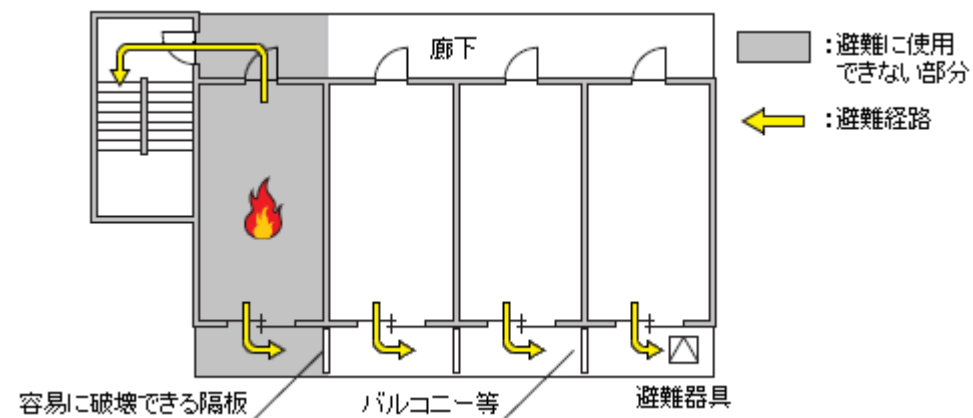
- (ア) 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨
- (イ) 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法
- (ウ) 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

なお、隔板の大きさは、概ね幅60cm以上、高さ80cm以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。



第 15-16 図

カ 政令第 25 条第 2 項第 2 号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時にすべての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置することをいう。● (第 15-17 図参照)

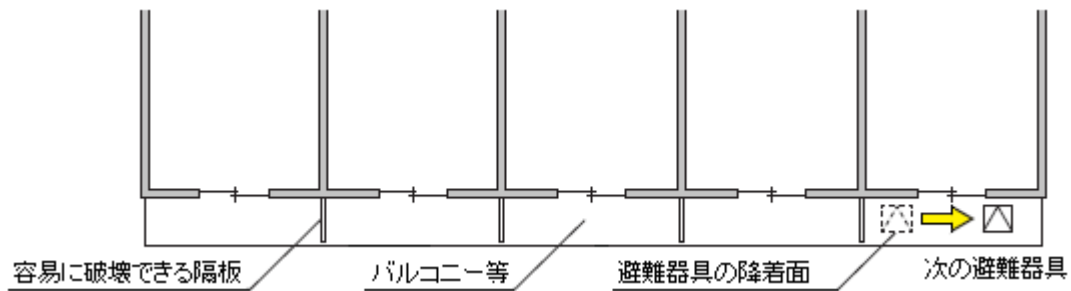


第 15-17 図

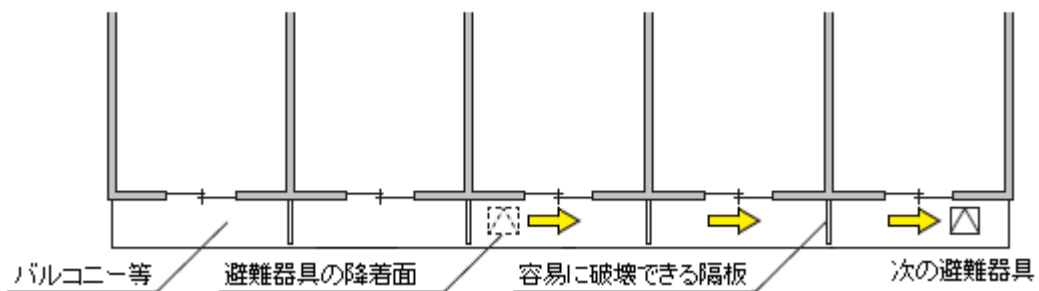
キ 避難器具は、避難器具を設置した階から地上まで避難できるように設置すること。

この場合、セットバックした防火対象物又は避難器具用ハッチに格納された避難器具のように、避難階以外のバルコニー等に一時的に降下するような場合には、次の避難器具まで誤りなく通じるよう降着面と近接して設置すること。● (第 15-18 図参照)

ただし、次の避難器具の方向を明示した標識を設けた場合は、この限りでない。



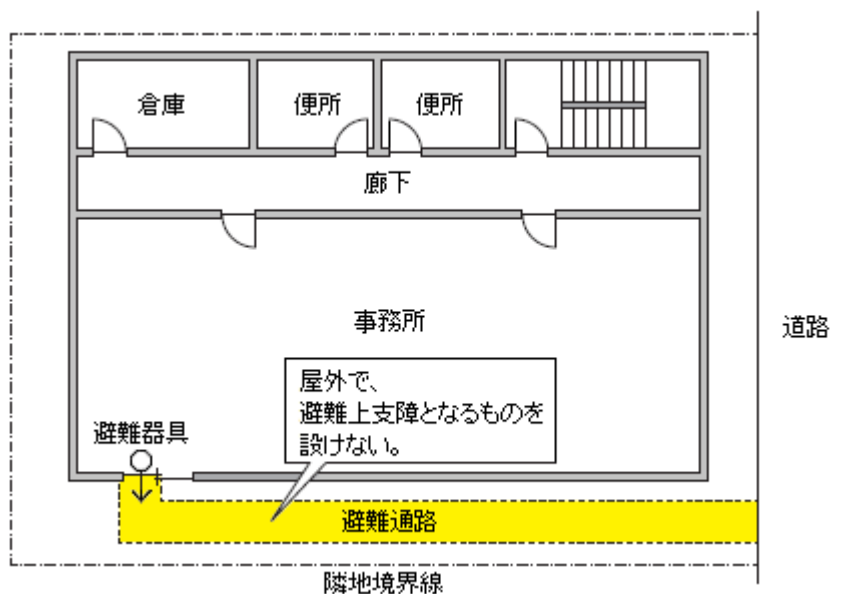
(望ましくない例)



第 15—18 図

- ク 取付部が転落のおそれのある場合は、高さ 1.1m 以上の手すりを設ける等転落防止の措置を講じたものであること。●
- ケ 避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。(避難器具設置基準告示 第 6 関係)
 なお、避難器具の設置場所に夜間においても当該避難器具の取扱いを容易にするための照明器具の設置を義務付けているものではないが、夜間において避難器具の取り扱いが困難又は転落のおそれがある場合には、照明設備を設置すること。●
- コ 政令第 25 条第 2 項第 1 号の規定により、2 個以上の避難器具を設置する場合には、極端に偏在しないよう避難器具相互に適当な距離となる位置に設置すること。▲
- サ 避難空地は、同一敷地内とすること。▲
 ただし、道路又は国若しくは地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるものについては、この限りでない。
- シ 避難空地には、駐車場、駐輪場、植栽（芝生、地被植物その他草丈が低く避難上支障のないものを除く。）その他避難上支障となるものを設けないこと。
- ス 避難空地には、避難器具の降下に支障となるような物件が存置されるおそれのある場合は、避難空地を示すペイント又は囲いを設けること。●
- セ 避難通路は、原則として敷地内の屋外の通路とすること。● (第 15—19 図参照)
 ただし、避難上安全な経路が確保される場合には、この限りでない。
- ソ 避難通路は、周囲の状況から避難上支障がないと認められる場合にあっては、政令第 32

条の規定を適用して、**避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ト、(2)ト、第2号から第6号まで及び第8号**に規定する幅員未満とすることができる。



第15-19図

タ 地階に設ける避難器具は、原則として、固定式の避難はしご又は避難用タラップとし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。以下この項において同じ。）又は避難器具専用室（6に規定する避難器具を使用するための専用室をいう。以下同じ。）に設けること。●

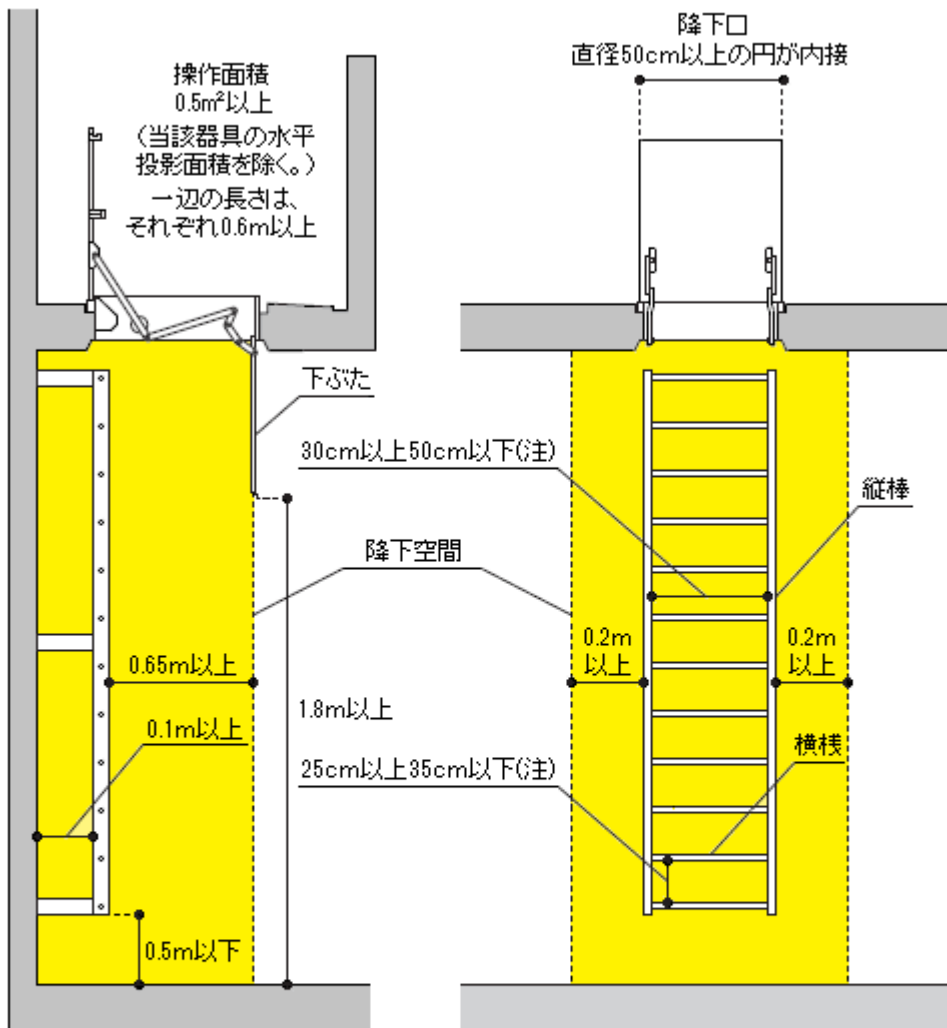
ただし、避難上安全な避難経路が確保される場合には、この限りでない。

チ 避難器具専用室は、地階以外にも設置できるものであること。

(2) 避難はしご（固定はしご）

省令第27条第1項第4号及び**避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)**に規定する避難はしごのうち、固定はしごの設置方法等は、次によること。（第15-20図参照）

(固定はしごの設置例)

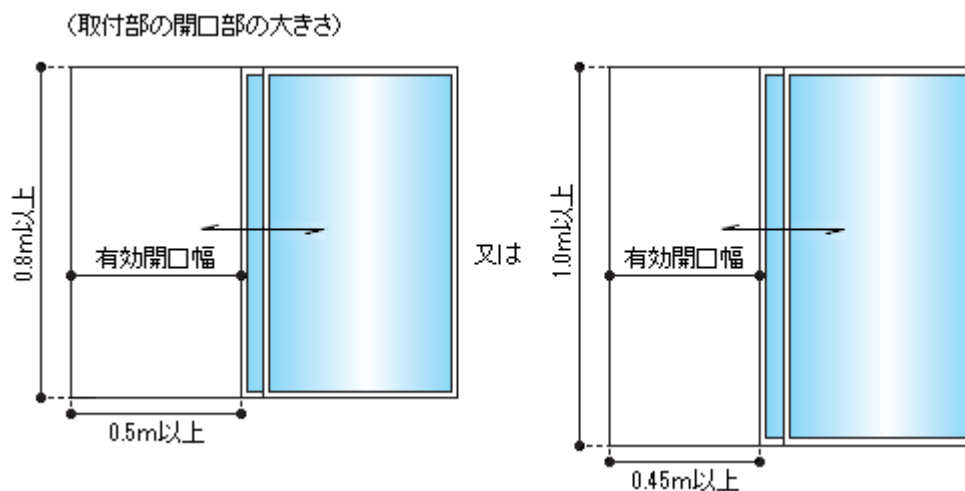


- (注)金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第3号)第3条関係
- 避難はしごのうち、縦棒の数が2本以上であるものの縦棒の間隔は、内法寸法で30cm以上50cm以下でなければならない。
 - 避難はしごの横棒は、直径14mm以上35mm以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さの他の形状の断面を有するものでなければならない。
 - 避難はしごの横棒は、縦棒に同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は、25cm以上35cm以下でなければならない。
 - 避難はしごの横棒の踏面は、滑り止めの措置を講じたものでなければならない。

第15-20図

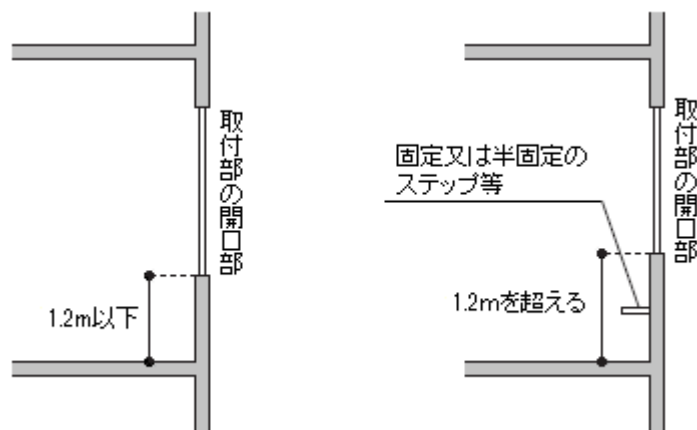
- ア 固定はしごは、防火対象物の柱、床、梁その他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。(省令第27条第1項第4号イ関係)
- イ 固定はしごは、ボルト締め、埋込み、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。(省令第27条第1項第4号ロ関係)
- ウ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが0.8m以上幅が0.5m以上又は高さが1m以上幅が0.45m以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。(避難器具設置基

準告示 第3第1号(1)イ関係。第15-21図参照)



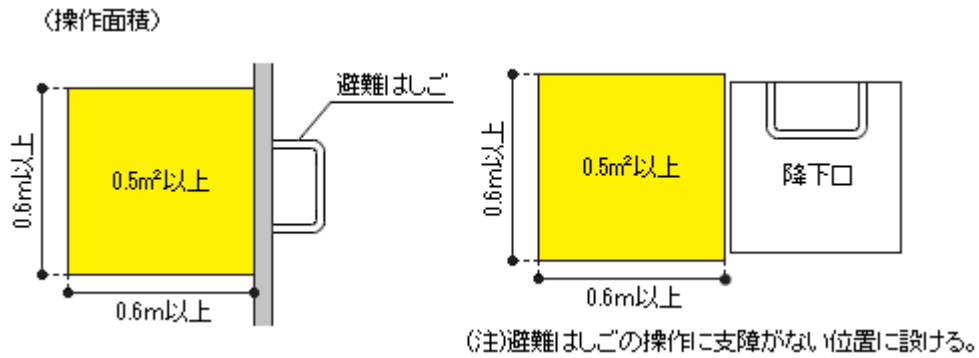
第15-21図

- エ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ロ関係。第15-22図参照)



第15-22図

- オ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストップ等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ハ関係)
- カ 操作面積は、0.5 m²以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ニ関係。第15-23図参照)

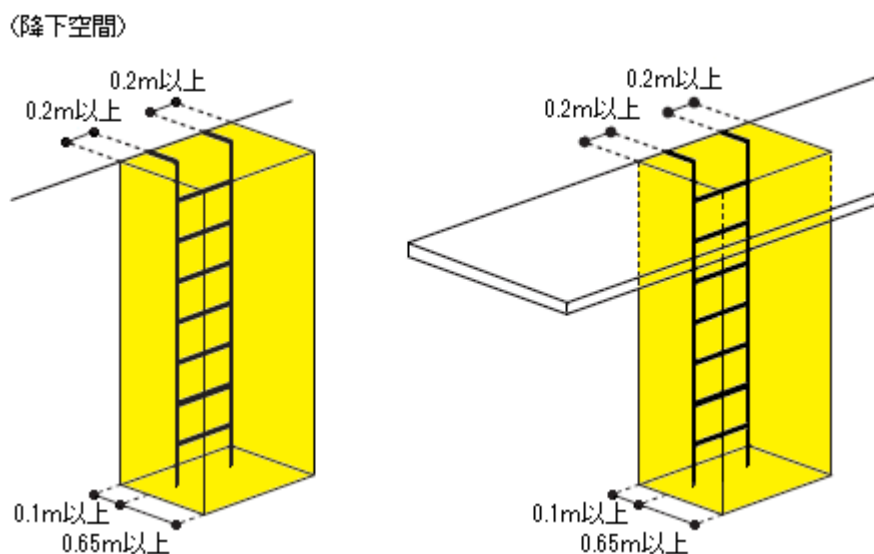


第 15-23 図

キ 固定はしごの降下口の大きさは、直径 50 cm以上の円が内接する大きさであること。(省令第 27 条第 1 項第 4 号ニ関係)

この場合、降下口に下ぶたを有するものにあつては、当該下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m以上の位置であること。▲

ク 降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が 1 本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向）に 0.2m以上及び器具の前面から奥行 0.65m以上の角柱形の範囲とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 1 号(1)ホ関係。第 15-24 図参照)



第 15-24 図

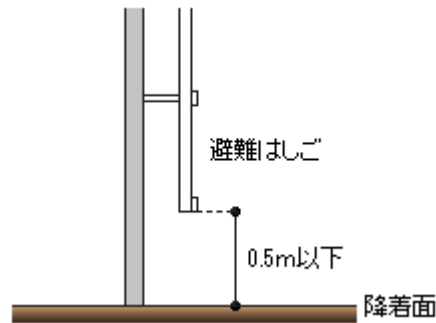
ケ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は 2 m以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 1 号(1)ヌ関係)

コ 固定はしごの横さんは、防火対象物から 10 cm以上の距離を保有することとなるように設けること。(省令第 27 条第 1 項第 4 号ハ関係)

なお、コの字型とした丸鋼等を防火対象物の耐火構造の壁に直接取り付け、はしご状にして使用される、いわゆる「さるばしご」については、政令第 32 条の規定を適用し、固定

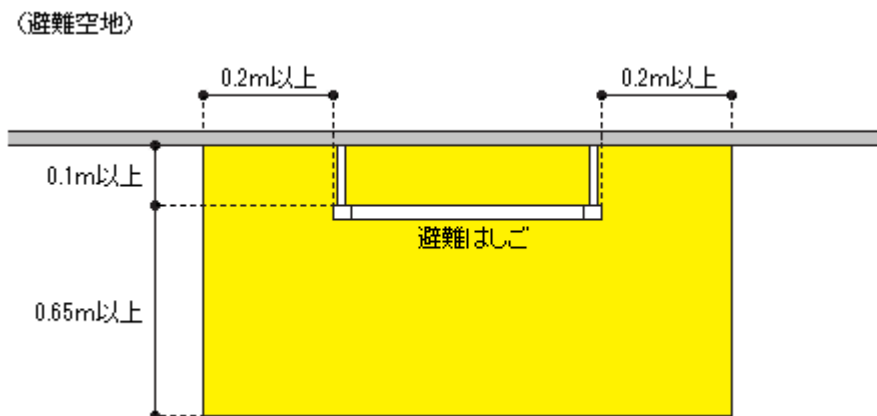
式の金属製避難はしごとして取り扱って差し支えないものであること。

- サ 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。（**避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)リ**関係。第15-25図参照）



第15-25図

- シ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。（**避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)へ**関係。第15-26図参照）



第15-26図

- ス 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。（**避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ト**関係）

- セ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。

ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。（**避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ル**関係）

- ソ 4階以上の階に固定はしごを設けるときは、前アからスまでによるほか、次に定めるところによること。（省令第27条第1項第4号亦関係。第15-27図参照）

(ア) 固定はしごは、金属製であること。

(イ) 固定はしごは、安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。

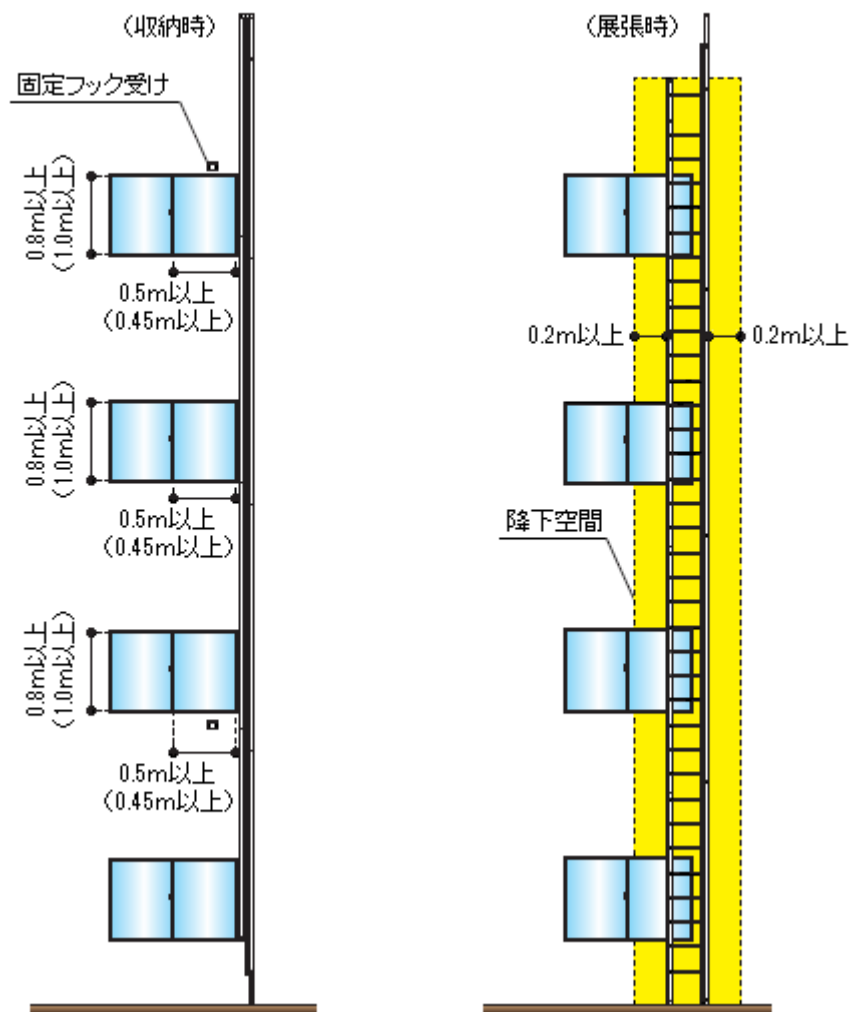
ただし、当該固定はしごを使用する際の落下を防止するための措置が講じられているものについては、この限りでない。

なお、ここでいう「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずるものをいうものであること。●

ウ 固定はしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。ただし、避難上及び安全上支障のないものについては、この限りでない。

この場合、固定はしご間は60cm以上の離隔をとること。また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板も同様とすること。●

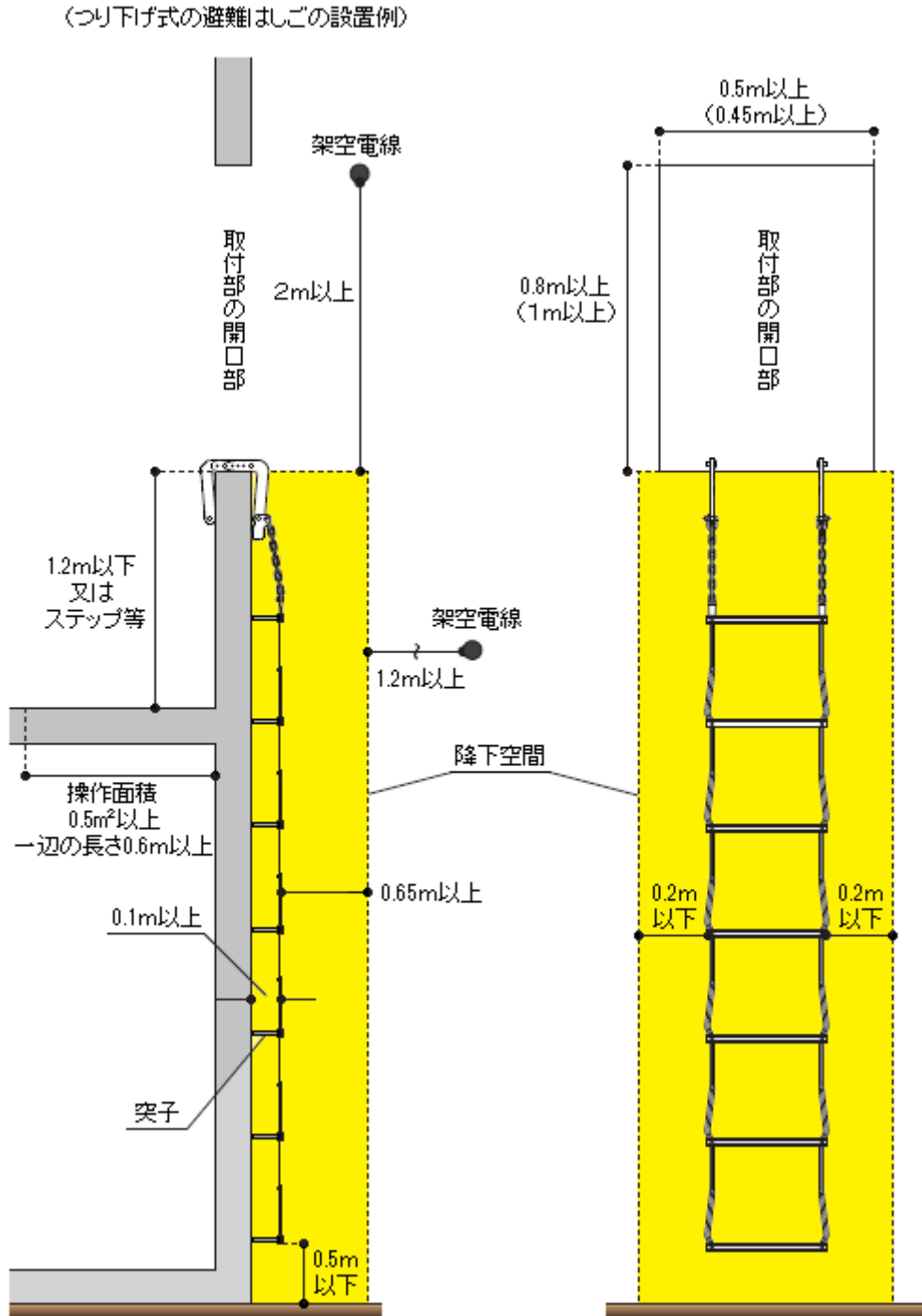
(4階以上の階に設けられる固定はしご(横棧を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能な状態にすることができるもの)の例)(一動作型避難器具)



第15-27図

(3) 避難はしご (つり下げはしご)

省令第 27 条第 1 項第 5 号及び避難器具設置基準告示 第 3 第 1 号(1)に規定する避難はしごのうち、つり下げはしごの設置方法等は、次によること。(第 15-28 図参照)



第 15-28 図

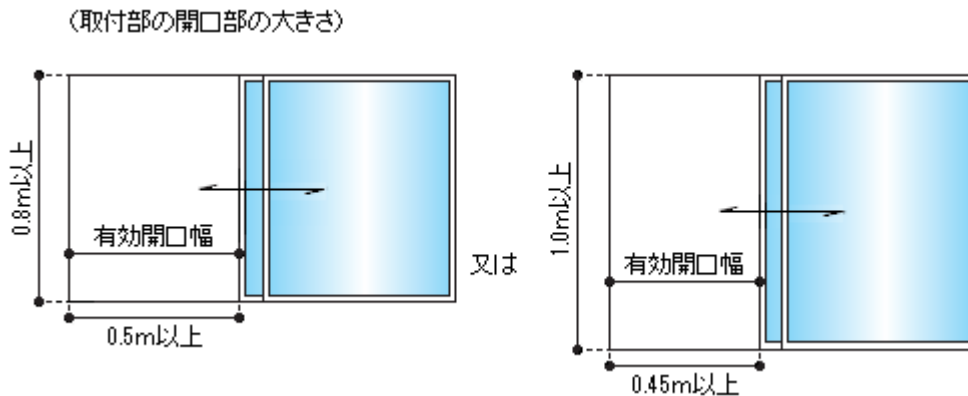
ア つり下げはしごの取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分につり下げはしごを容易に取り付けることができるように設ける

こと。

ただし、堅固な窓台その他これに類するものに直接つり下げはしごをつり下げる場合にあっては、当該取付け具を設けることを要しない。(省令第27条第1項第5号イ関係)

イ 前アの取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること。(省令第27条第1項第5号ロ関係)

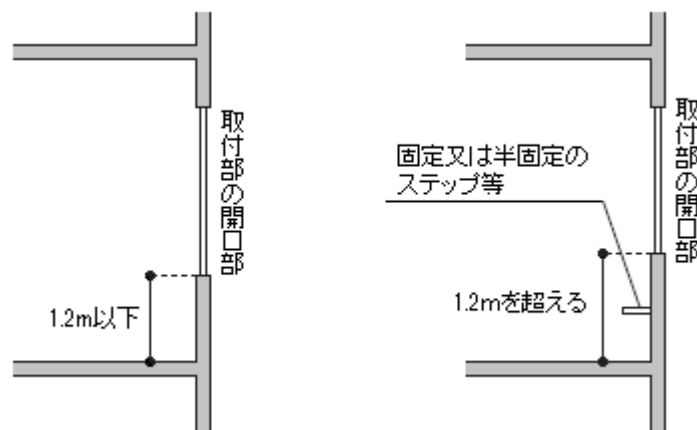
ウ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが0.8m以上幅が0.5m以上又は高さが1.0m以上幅が0.45m以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)イ関係。第15-29図参照)



第15-29図

エ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。

ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ロ関係。第15-30図参照)



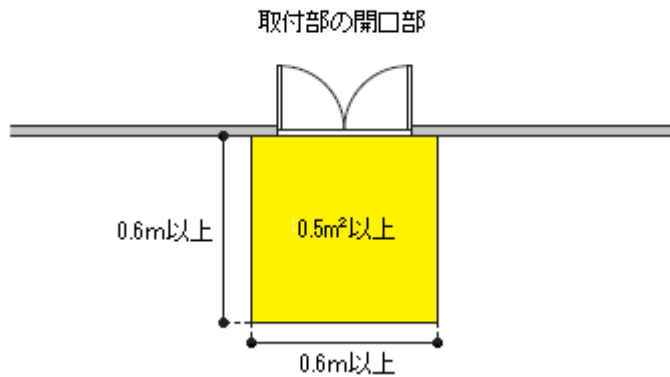
第15-30図

オ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパ一等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ハ関係)

カ 操作面積は、 0.5 m^2 以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6 m 以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ニ関係。第15-31図参照)

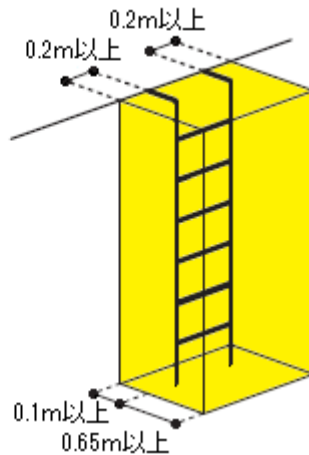
(操作面積)



第15-31図

キ 降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向(縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向)に 0.2 m 以上及び器具の前面から奥行 0.65 m 以上の角柱形の範囲とすること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ホ関係。第15-32図参照)

(降下空間)



第15-32図

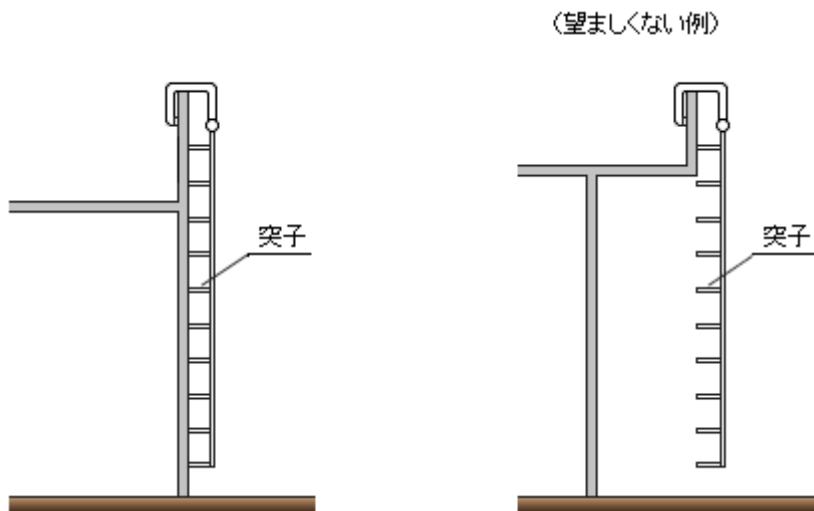
ク 降下空間と架空電線との間隔は 1.2 m 以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電

線との間隔は2 m以上とすること。(避難器具設置基準告示 第3第1号(1)又関係)

ケ つり下げはしごの吊り元は建物側とし、横さんは、使用の際に防火対象物から10 cm以上の距離を保有することとなるように設けること。(省令第27条第1項第5号ハ関係)

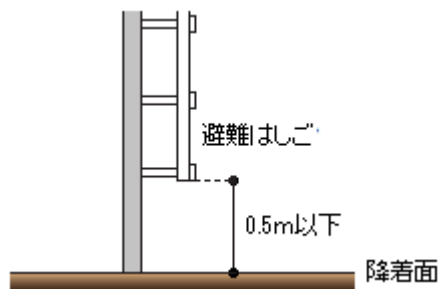
コ つり下げはしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等(ガラス面等は除く。)に接することができる位置に設けること。

ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)チ関係。第15-33図参照)



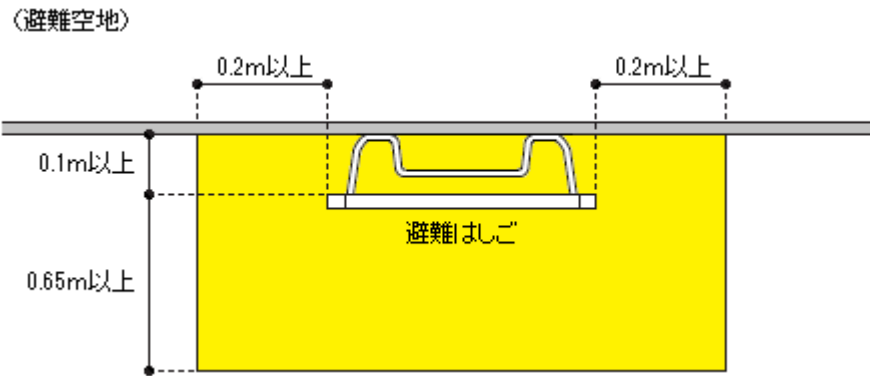
第15-33図

サ 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横棧(伸張した場合を含む。)から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。(避難器具設置基準告示 第3第1号(1)リ関係。第15-34図参照)



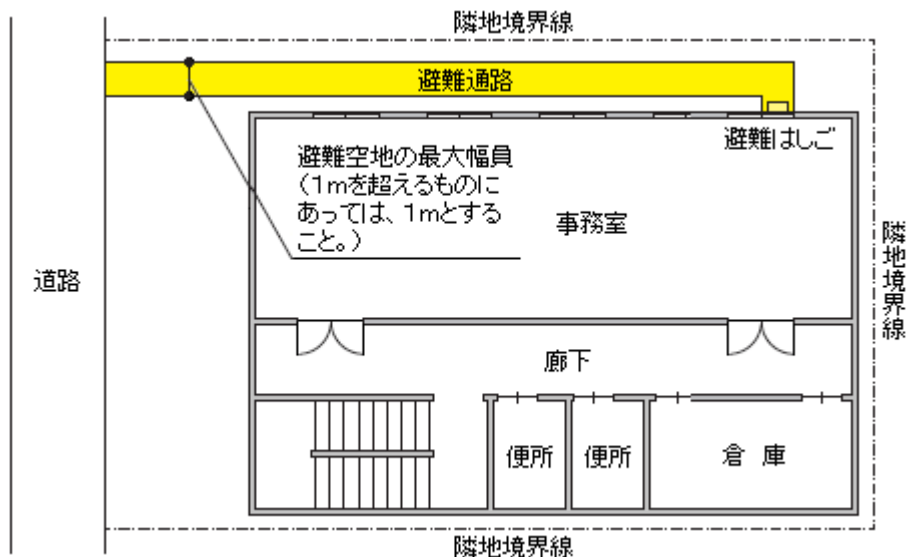
第15-34図

シ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。(避難器具設置基準告示 第3第1号(1)ヘ関係。第15-35図参照)



第 15-35 図

ス 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。（**避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ト関係。第15-36 図参照**）



第 15-36 図

セ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。

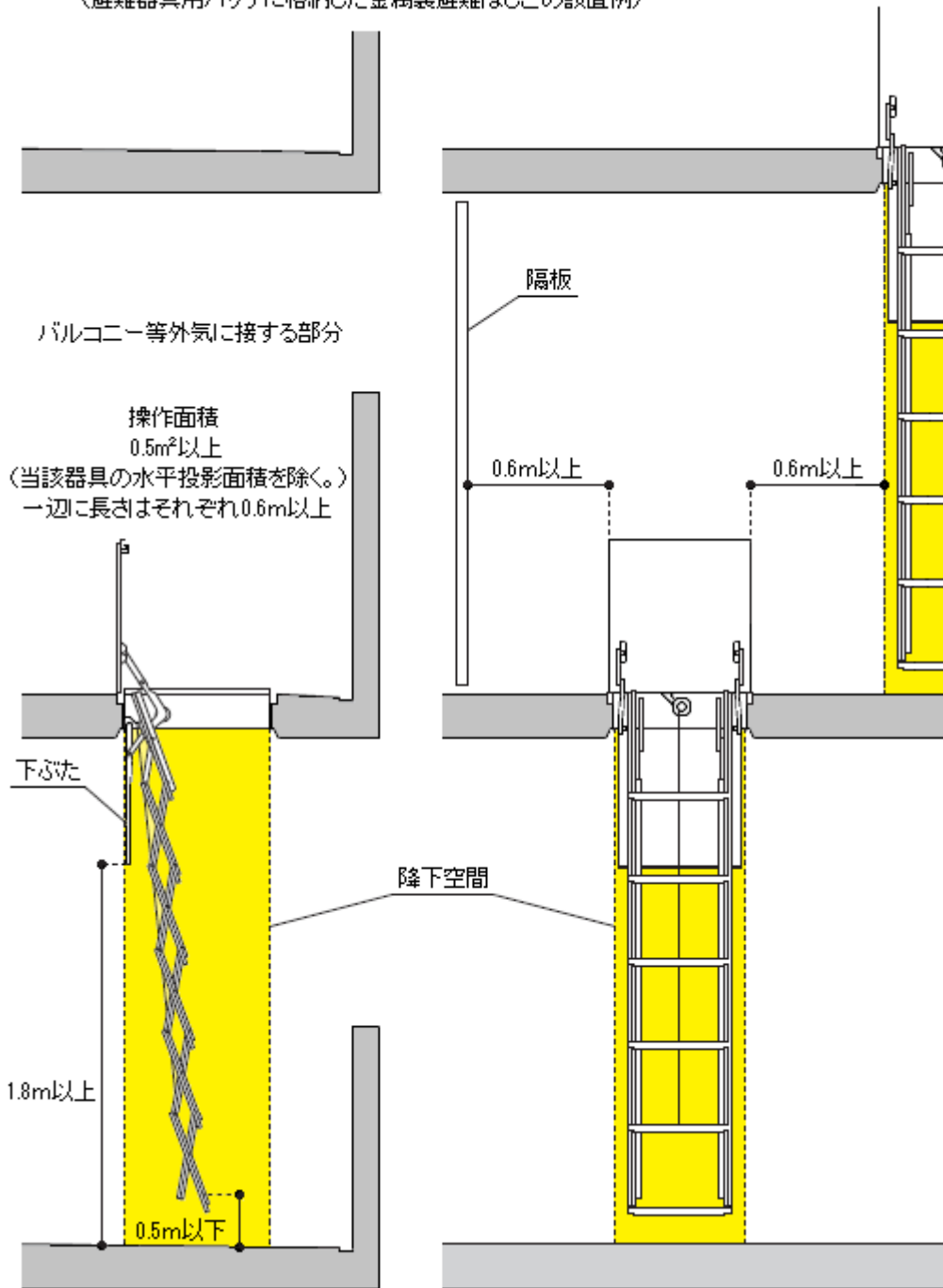
ただし、避難器具専用室内に設置する場合には、この限りでない。（**避難器具設置基準告示 第3 第1号(1)ル関係**）

ソ 金属製以外の避難はしごは、**避難器具の基準**（昭和53年消防庁告示第1号。以下「**避難器具告示**」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●

(4) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

省令第27条第1項第5号及び**避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)**に規定する避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの設置方法等は、次によること。（**第15-37 図参照**）

(避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの設置例)



第 15-37 図

- ア 金属製避難はしごは、つり下げはしごであること。ただし、使用の際、突子が防火対象物の壁面等に接しない場合は、ハッチ用つり下げはしごであること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)イ関係)
- イ 金属製避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)ロ関係)
- ウ 避難器具用ハッチは、避難器具設置基準告示に適合するもの又は認定品のものとするこ

と。●

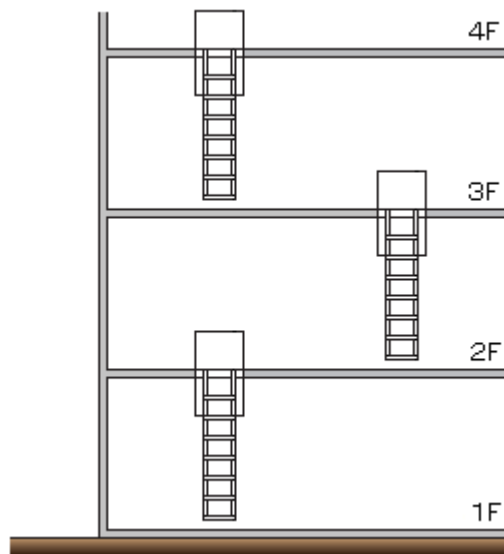
エ 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの吊り元は、建物側とすること。▲

オ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じた概ね 2 m^2 以上のバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。

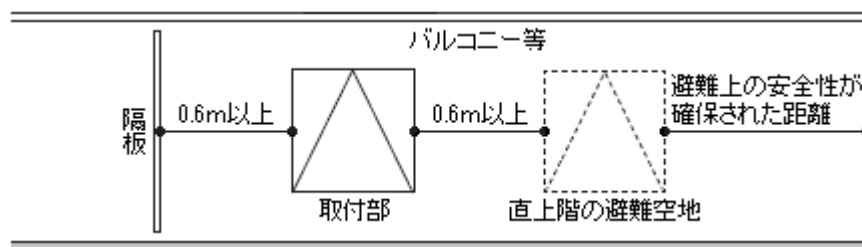
ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)ハ関係)

カ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)ニ関係。第15-38図参照)

この場合、固定はしご間は 60 cm 以上の離隔をとること。また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板も同様とすること。● (第15-39図参照)

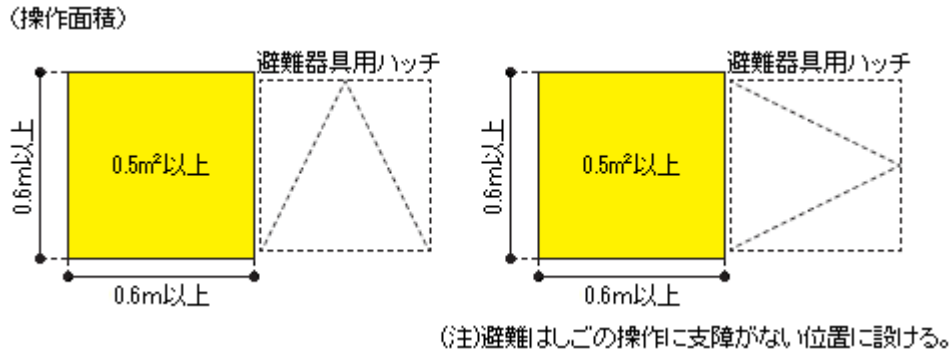


第15-38図



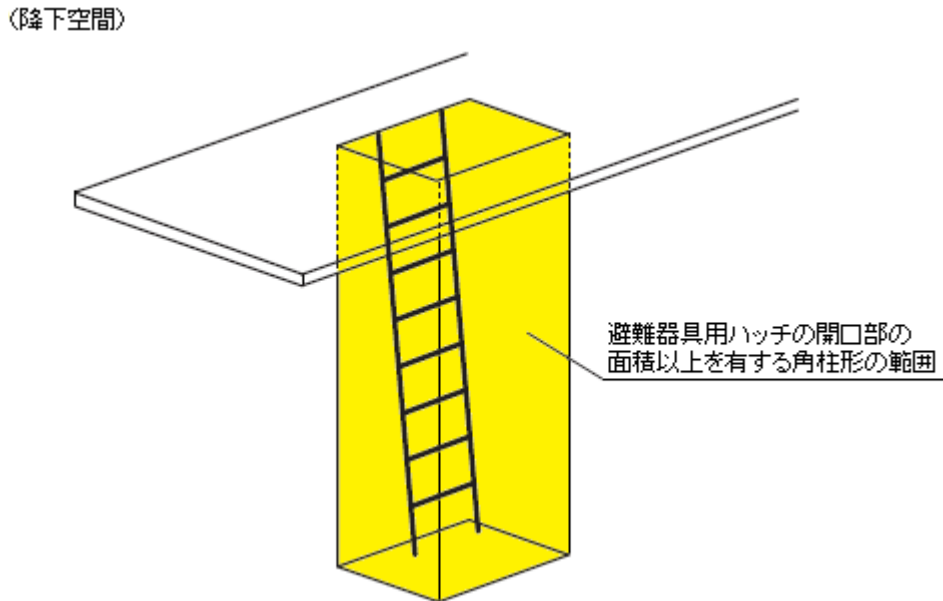
第15-39図

キ 操作面積は、 0.5 m^2 以上 (当該器具の水平投影面積を除く。) で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6 m 以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)関係。第15-40図参照)



第15-40図

ク 降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)ホ関係。第15-41図参照)



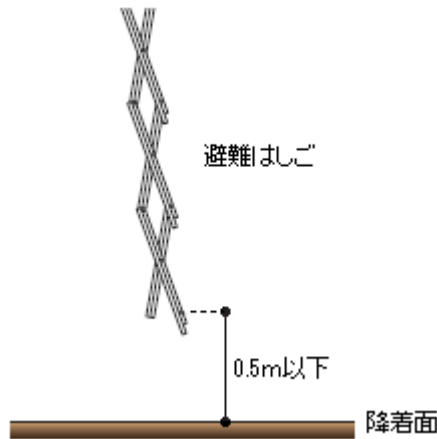
第15-41図

ケ つり下げはしご吊り元は建物側とし、横さんは、使用の際に防火対象物から 10 cm以上の距離を保有することとなるように設けること。(省令第27条第1項第5号ハ関係)

コ つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等(ガラス面等を除く。)に接することができる位置に設けること。

ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)関係)

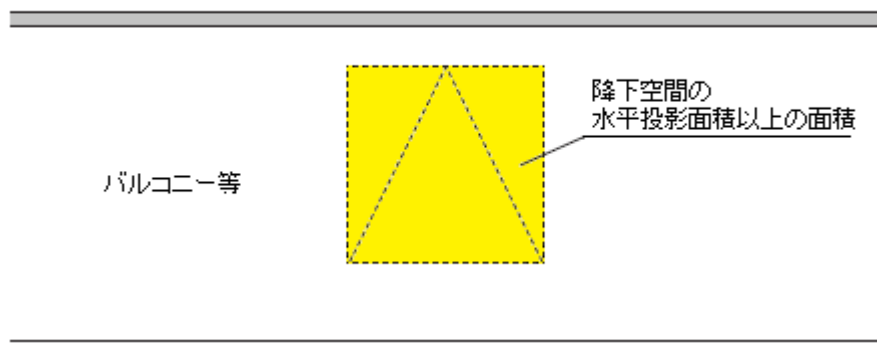
サ 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横棧(伸張した場合を含む。)から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。(避難器具設置基準告示 第3 第1号(2)関係。第15-42図参照)



第 15-42 図

シ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとする。 (**避難器具設置基準告示 第 3 第 1 号(2)**へ関係。 **第 15-43 図**参照)

(避難空地)



第 15-43 図

ス 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 m を超えるものにあつては、概ね 1 m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 (**避難器具設置基準告示 第 3 第 1 号(2)**ト関係)

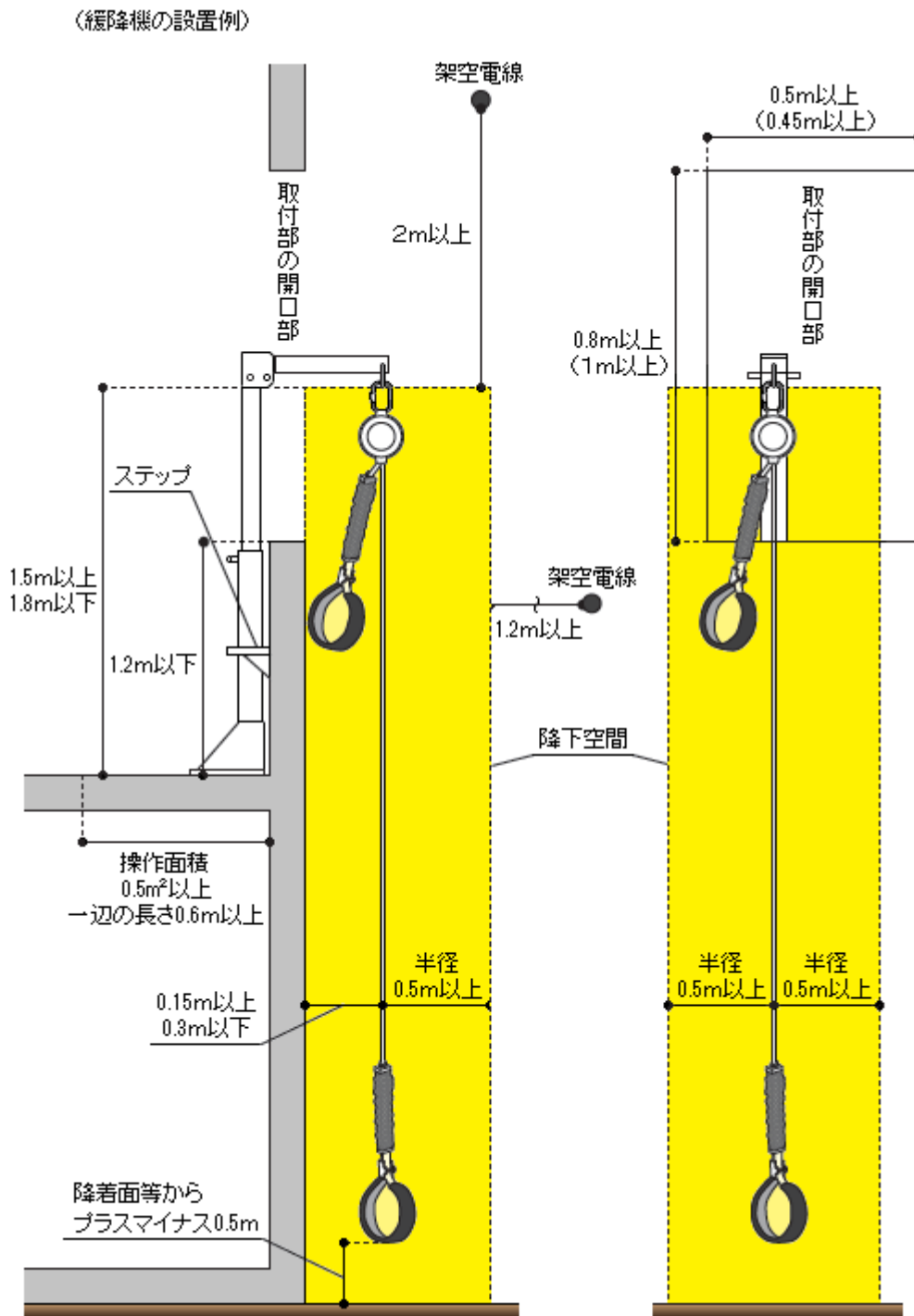
セ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m 以上の位置であること。 (**避難器具設置基準告示 第 3 第 1 号(2)**チ関係)

ソ 共同住宅等のバルコニーに設置する場合は、原則として、同一縦系列住戸の各バルコニー内で下階への避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごに乗り換えられるように設置すること。 ●

ただし、上階がセットバックしている場合については、1 住戸分の移動に際しては、差し支えないものとする。

(5) 緩降機

省令第 27 条第 1 項第 6 号及び避難器具設置基準告示 第 3 第 2 号に規定する緩降機の設置方法等は、次によること。(第 15-44 図参照)



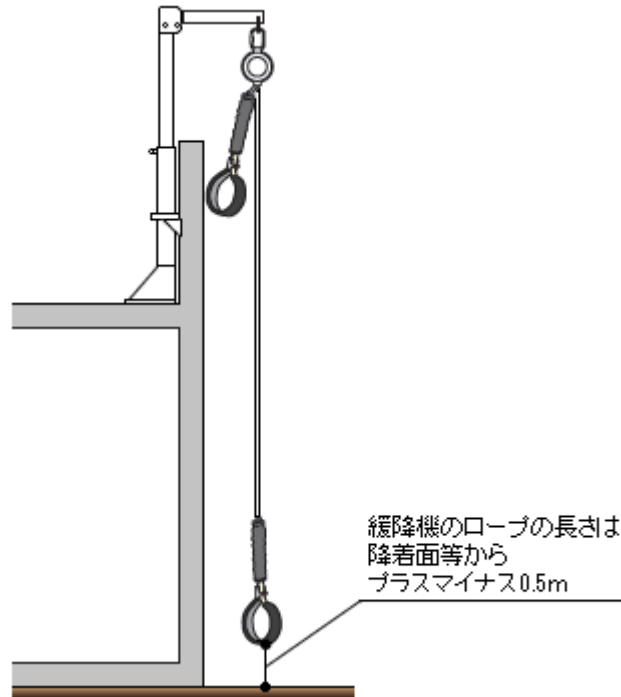
第 15-44 図

ア 緩降機は、降下の際、ロープが防火対象物と接触して損傷しないように設けること。(省令第 27 条第 1 項第 6 号イ関係)

イ 緩降機のロープの長さは、取付位置から地盤面その他の降着面までの長さとする。

(省令第27条第1項第6号ロ関係)

ウ 緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。(避難器具設置基準告示 第3 第2号(5)関係。第15-45図参照)



第15-45図

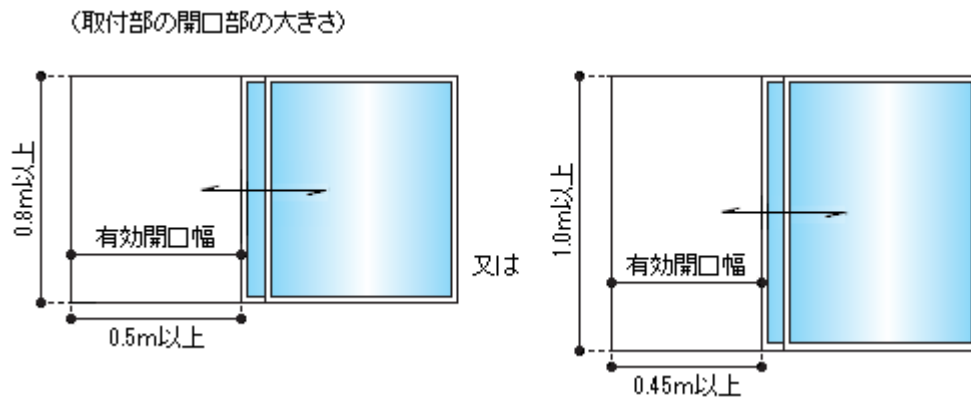
エ 緩降機の取付け具は、次のアからウまでに定めるところによること。(省令第27条第1項第6号ハ関係)

(ア) 取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に緩降機を容易に取り付けることができるように設けること。

(イ) 取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。

(ウ) 取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

オ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあつては高さが0.8m以上幅が0.5m以上又は高さが1m以上幅が0.45m以上、床面の部分に設ける場合にあつては直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第2号関係。第15-46図参照)



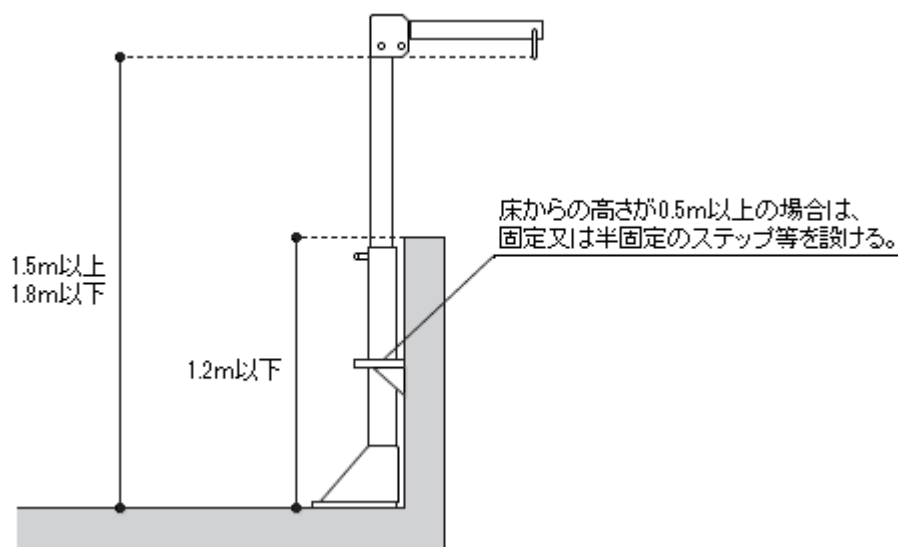
第 15-46 図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が緩降機の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、緩降機の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第 3 第 2 号関係)

キ 壁の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床から 1.2m 以下とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 2 号(1)関係)

ク 床からの高さが 0.5m 以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 2 号(2)関係)

ケ 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から 1.5m 以上 1.8m 以下の高さとする。こと。(避難器具設置基準告示 第 3 第 2 号(4)関係。第 15-47 図参照)

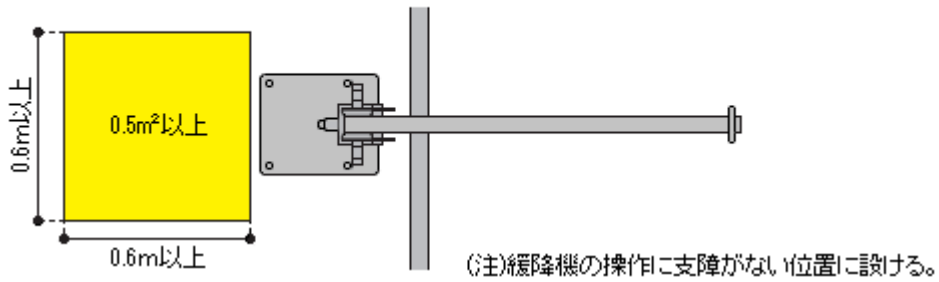


第 15-47 図

コ 操作面積は、0.5 m² 以上 (当該器具の水平投影面積を除く。) で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m 以上とし、当該緩降機の操作に支障のないものであること。(避難器具設置基

準告示 第3第2号関係。第15-48図参照)

(操作面積)

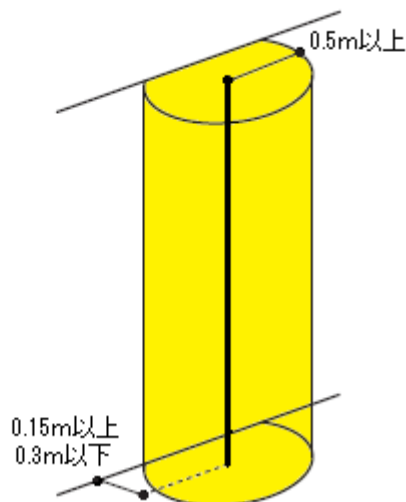


第15-48図

サ 緩降機は、使用の際、壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設けるとともに、降下空間は、当該緩降機を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上確保されていること。ただし、0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設け、又は降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては、器具相互の中心を0.5mまで近接させることができること。(避難器具設置基準告示 第3第2号(3)関係。第15-49図及び第15-50図参照)

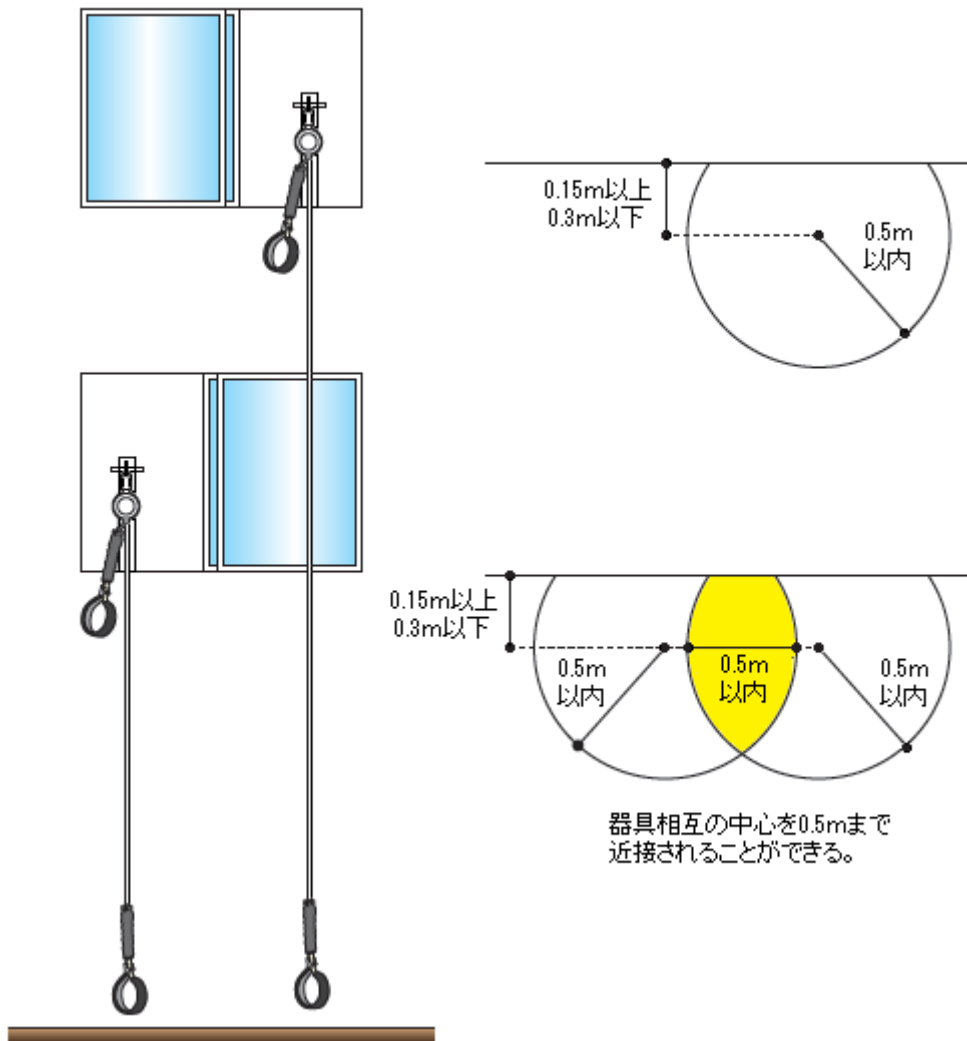
なお、ここでいう「壁面」とは、全く開口部を有しない壁面であることまで求めているものではないことから、バルコニー等の部分についても、壁面のない部分の状況が緩降機での降下に支障を生じないものと判断できる場合にあっては、壁面として取り扱って差し支えないものであること。

(降下空間)



第15-49図

(降下空間を他の緩降機と共用する場合の例)



第 15—50 図

シ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、緩降機の上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 2 号関係)

ス 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 2 号関係)

セ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員 (1m を超えるものにあつては、1m とすること。) 以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 2 号関係)

(6) 救助袋 (斜降式のもの)

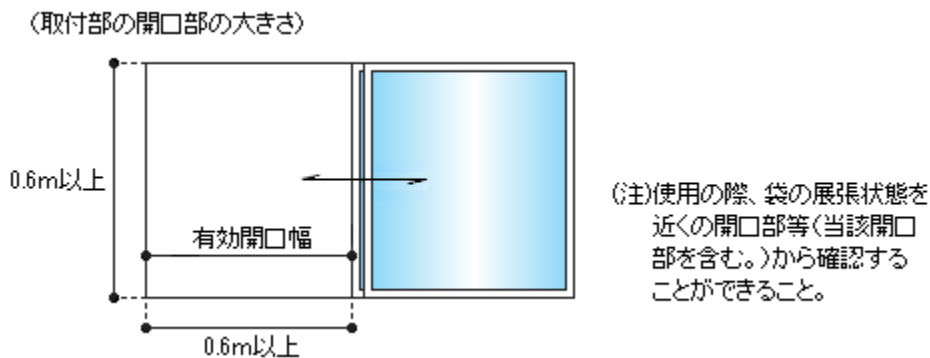
省令第 27 条第 1 項第 10 号及び避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号(1)に規定する斜行式の救助袋の設置方法等は、次によること。(第 15—51 図参照)

イ 救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分で、原則として屋内に取り付けること。(省令第27条第1項第10号口関係)

ウ 救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。(省令第27条第1項第10号ハ関係)

エ 取付け具に用いる材料は、JIS G3101若しくはJIS G3444に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。(省令第27条第1項第10号ニ関係)

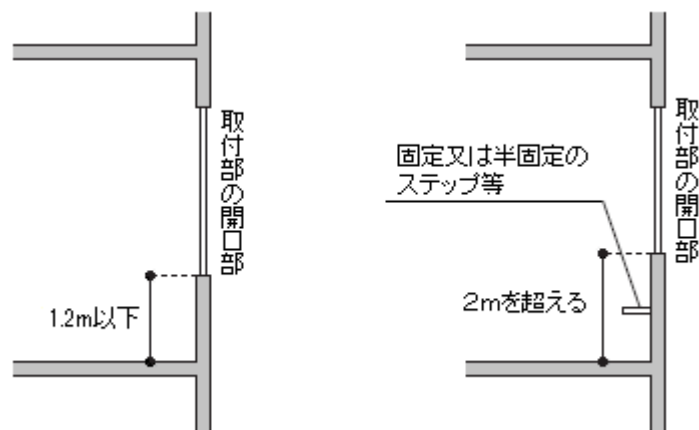
オ 取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認することができるものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号(1)イ関係。第15-52図参照)



第15-52図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。

ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第3号関係。第15-53図参照)

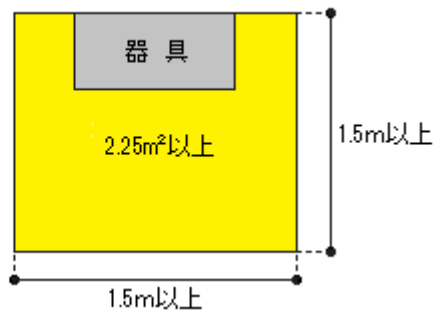


第15-53図

キ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3第3号関係)

ク 操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号(1)ロ関係。第15-54図参照)

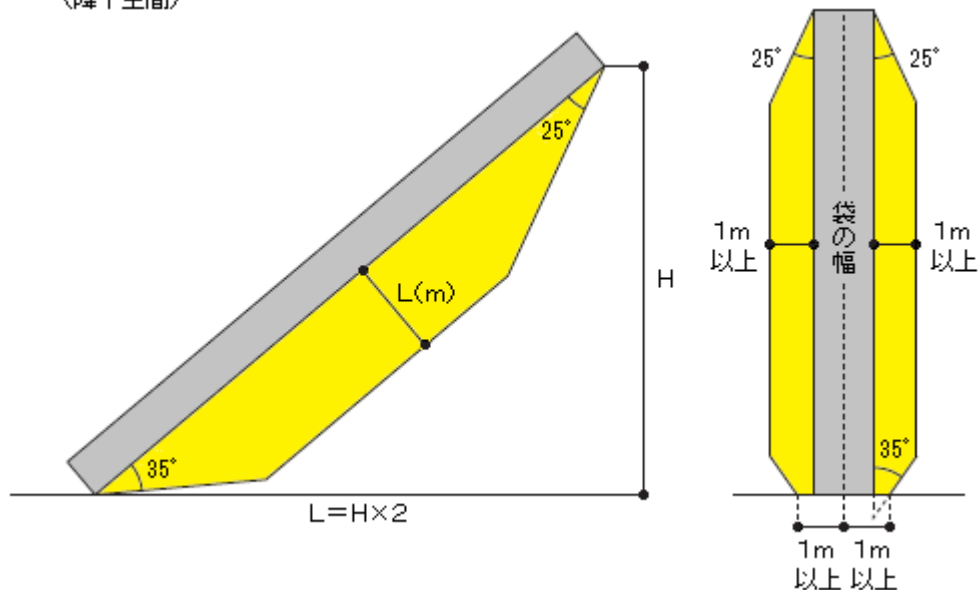
(操作面積)



第15-54図

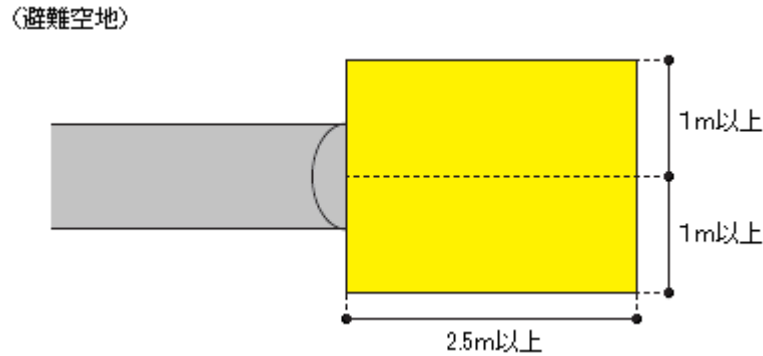
ケ 降下空間は、救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあつては25°、下部にあつては35°の範囲内であること。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く。)は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m)以上とすることができる。(避難器具設置基準告示 第3 第3号(1)ハ関係。第15-55図参照)

(降下空間)



第15-55図

- コ 避難空地は、展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1m 以上の幅とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号(1)ニ関係。第 15-56 図参照)



第 15-56 図

- サ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1m を超えるものにあつては、1m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号関係)

- シ 下部支持装置を降着面等へ固定する器具（以下「固定具」という。）が設けられており、固定具の構造、強度及び降着面等への埋設方法は、10 の例によるほか、次によること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号(1)ホ関係)

(ア) 固定具の構造及び強度

- a 固定具は、ふたを設けた箱の内部に、容易に下部支持装置を引っかけることができる大きさの環又は横棒（以下「固定環等」という。）を設けたものであること。
- b 固定環等は、直径 16mm 以上で、かつ、次のいずれかに適合する材料でできたものであること。
 - (a) JIS G4303（ステンレス鋼棒）
 - (b) 前(a)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料
 - (c) 前(a)若しくは(b)に掲げるものと同様以上の強度及び耐食性を有する材料又は同等以上の強度及び耐食措置が講じられた材料
- c 固定環等が環である場合にあつては、降着面等に対し第 15-3 表の引張荷重に耐えられるように十分に埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられた鋼材等に離脱しないよう取り付けられたものであること。
- d 固定環等が横棒である場合にあつては、下部支持装置のフックを容易に引っかけることのできる横幅を有し、その両端を 90 度鉛直方向に曲げ、降着面等に対し第 15-3 表の引張荷重に耐えられるように十分に埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が

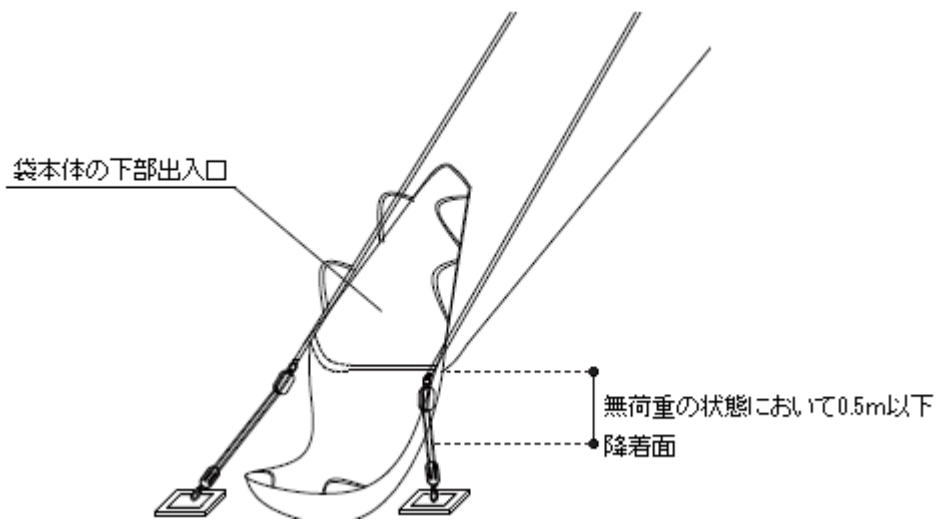
講じられたものであることとし、横棒を箱に固定する工法による場合は、箱に引き抜け防止の措置が講じられたものであること。

- e ふた及び箱は、車両等の通行に伴う積載荷重に十分に耐えられる強度を有し、かつ、次のいずれかに適合するものであること。
 - (a) JIS G5501（ねずみ鋳鉄品）
 - (b) 前(a)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料
 - (c) 前(a)若しくは(b)に掲げるものと同様以上の強度及び耐食性を有する材料又は同等以上の強度及び耐食措置が講じられた材料
- f ふたは、使用に際し、容易に開放できる構造とし、紛失防止のため箱とチェーン等で接続されたものであり、かつ、ふたの表面に救助袋の設置階数が容易に消えない方法で表示されていること。
- g 箱の内部は、容易に清掃ができる大きさであり、雨水等が滞留しないよう有効な水抜き措置が講じられていること。

第 15－3 表 固定環等の引張荷重

袋 長		荷重 (kN)	荷重方向 (下部指示装置の展張方向)
斜降式	袋長が 15m 以下のもの	2.85	仰角 25 度
	袋長が 15m を超え 30m 以下のもの	5.25	
	袋長が 30m を超え 40m 以下のもの	6.45	
	袋長が 40m を超えるのもの	7.50	

- (イ) 固定具の降着面等への埋設場所は、次によること。
 - a 固定部から救助袋を緩みのないように展張した場合、降着面等と概ね 35 度となる位置とすること。
また、袋本体に片たるみを生じない位置で、避難空地内であること。
 - b 土砂等により埋没するおそれのない場所とすること。
 - c 通行の支障とならないように設けること。
- ス 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5m 以下であること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号(1)へ関係。第 15－57 図参照)



第 15-57 図

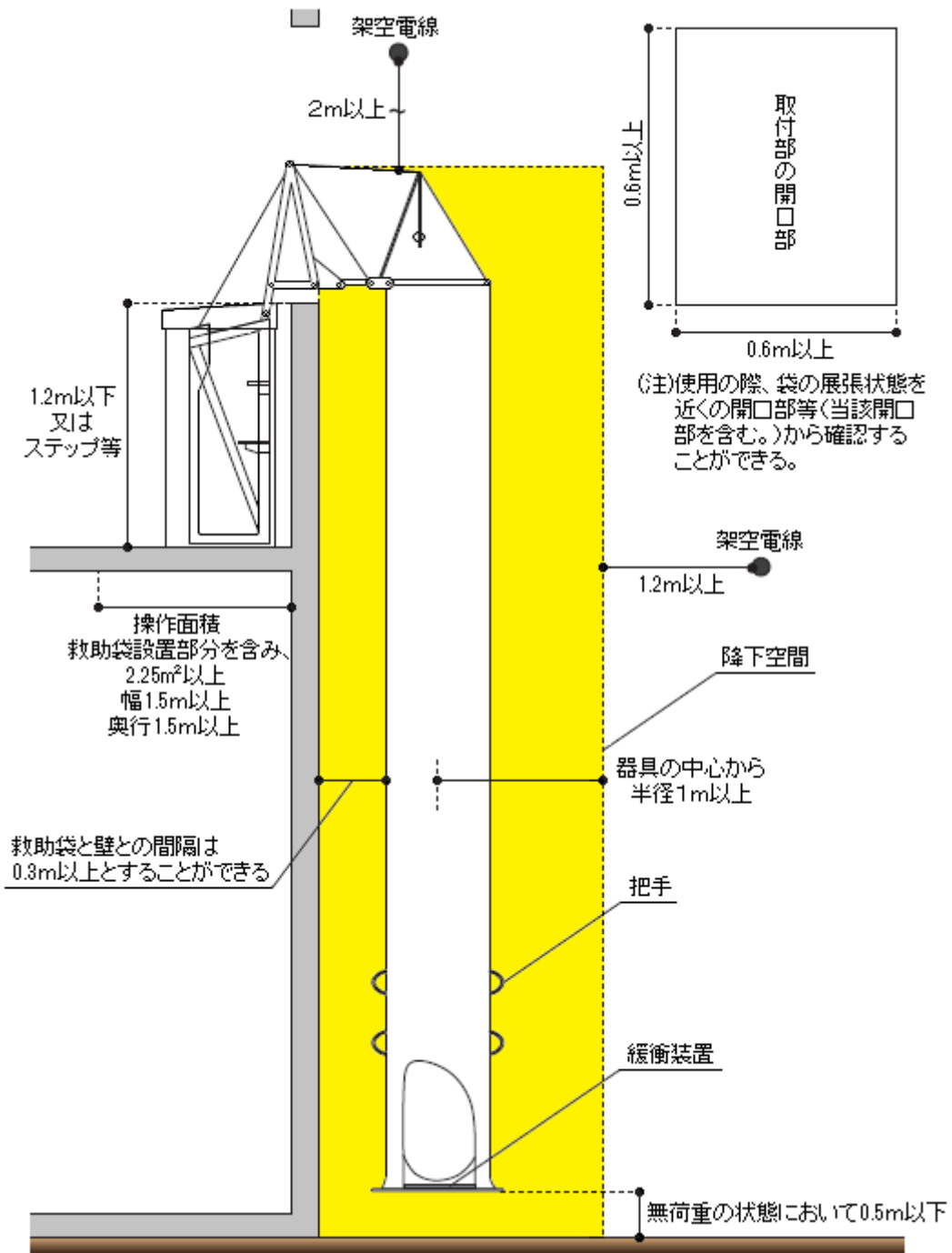
セ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号)

ソ 救助袋は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(7) 救助袋（垂直式のもの）

省令第 27 条第 1 項第 10 号及び避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号(2)に規定する垂直式の救助袋の設置方法等は、次によること。(第 15-58 図参照)

(垂直式の救助袋の設置例)



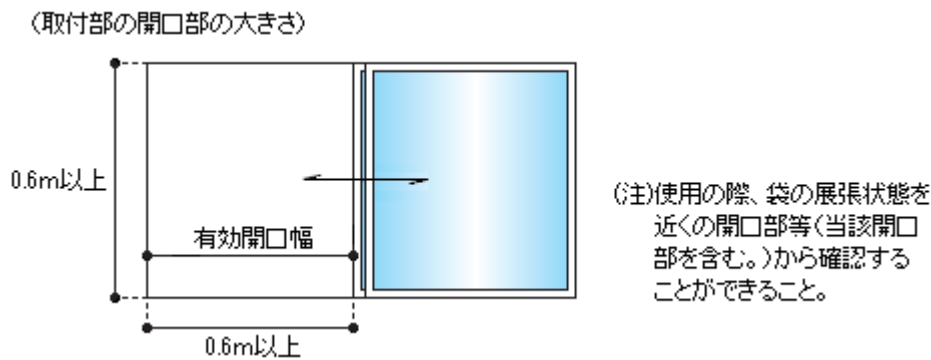
第15-58図

- ア 救助袋の長さは、避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができる長さであること。(省令第27条第1項第10号イ関係)
- イ 救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分で、原則として屋内に取り付けること。(省令第27条第1項第10号ロ関係)
- ウ 救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。(省令第

27条第1項第10号ハ関係)

エ 取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。(省令第27条第1項第10号ニ関係)

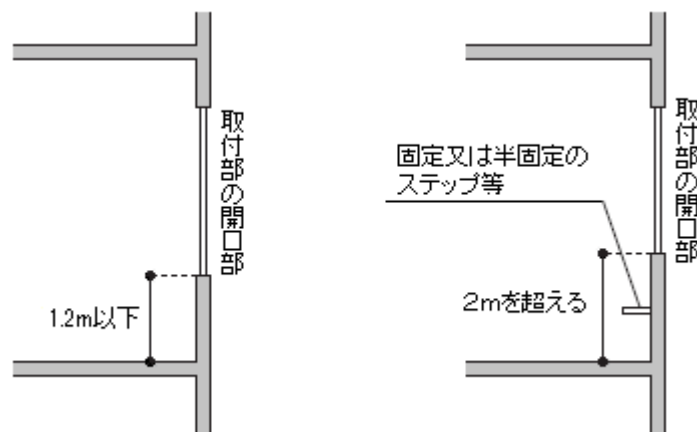
オ 取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認することができるものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号(2)関係。第15-59図参照)



第15-59図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。

ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第3号関係。第15-60図参照)

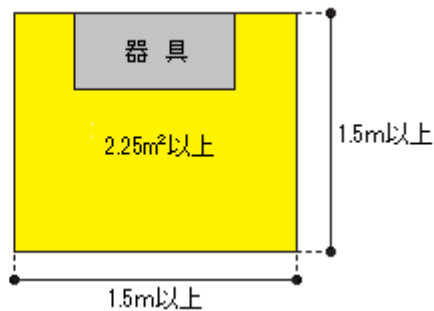


第15-60図

キ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が救助袋の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第3号関係)

ク 操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅 1.5m以上、奥行 1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、 2.25 m^2 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号(2)関係。第15-61図参照)

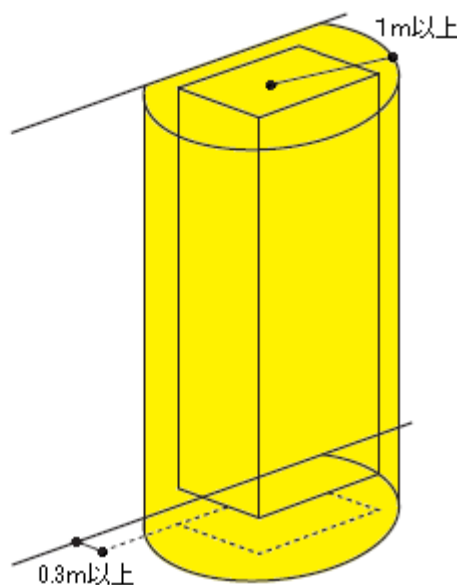
(操作面積)



第15-61図

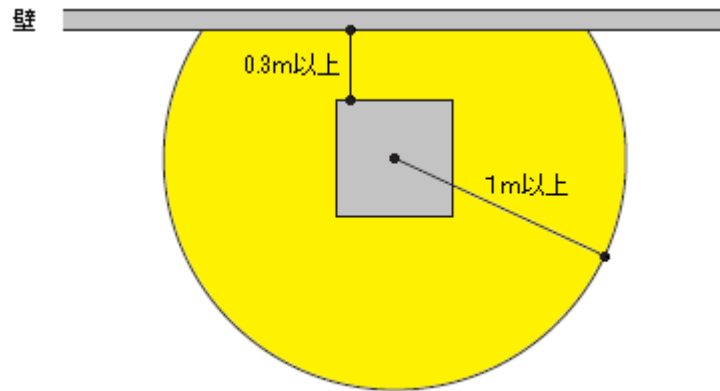
ケ 降下空間は、当該器具の中心から半径 1 m以上の円柱形の範囲とすること。ただし、救助袋と壁との間隔は 0.3m (ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m (突起物が入口金具から下方 3 m以内の場合にあっては 0.3m)) 以上とすることができること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号(2)イ関係。第15-62図参照)

(降下空間)



第15-62図

コ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号(2)ロ関係。第15-63図参照)

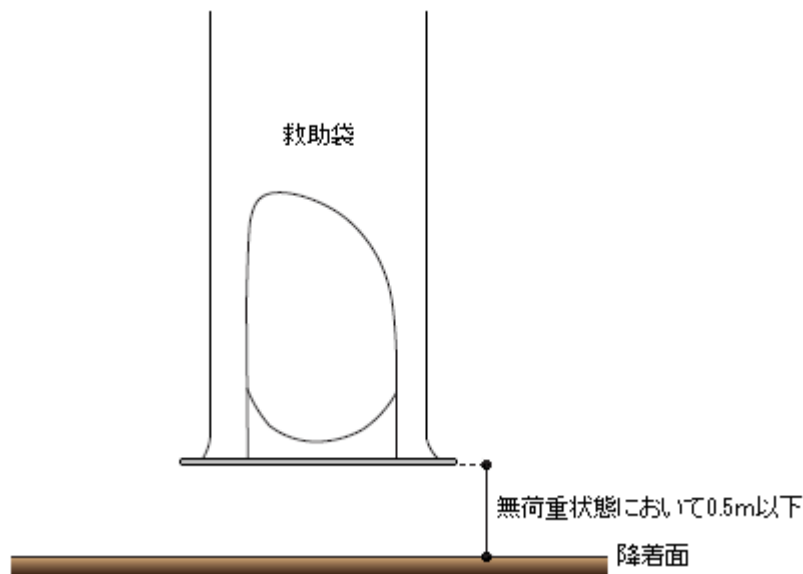


第 15-63 図

サ 降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外面を 1 m まで接近させることができる。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号(2)ニ関係)

シ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員 (1 m を超えるものにあつては、1 m とすること。) 以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号関係)

ス 袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において 0.5 m 以下であること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号(2)ハ関係。第 15-64 図参照)



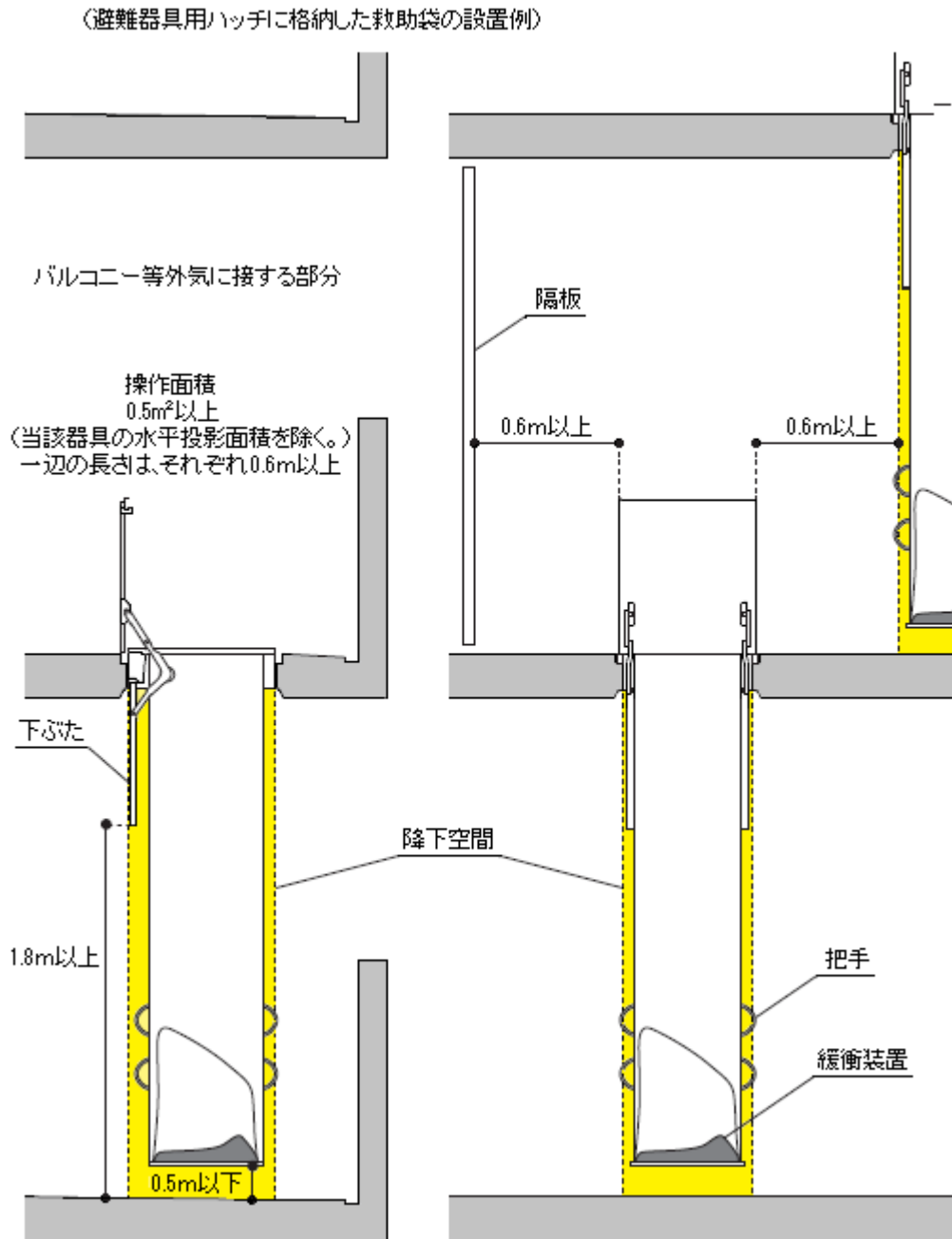
第 15-64 図

セ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2 m 以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 3 号)

ソ 救助袋は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(8) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)

省令第27条第1項第10号及び避難器具設置基準告示 第3 第3号に規定する避難器具用ハッチに格納した救助袋の設置方法等は、次によること。(第15-65図参照)



第15-65図

- ア 救助袋の長さは、避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができる長さであること。(省令第27条第1項第10号イ関係)
- イ 救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。(省令第27条第1項第10号ロ関係)
- ウ 救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。(省令第

27条第1項第10号ハ関係)

エ 取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。(省令第27条第1項第10号ニ関係)

オ 救助袋は、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号関係)

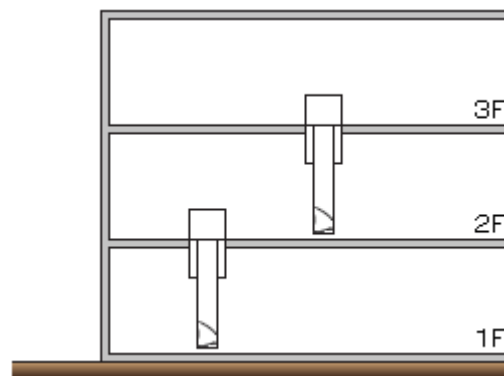
カ 避難器具用ハッチは、避難器具設置基準告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

キ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じた概ね2㎡以上のバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。

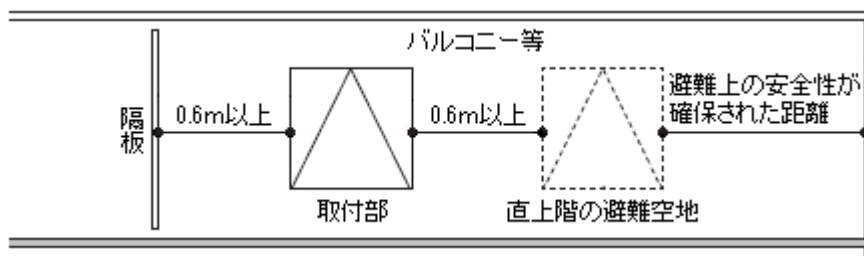
ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第3号関係)

ク 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号関係。第15-66図参照)

この場合、救助袋間は60cm以上の離隔をとること。また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあつては、当該隔板も同様とすること。●(第15-67図参照)



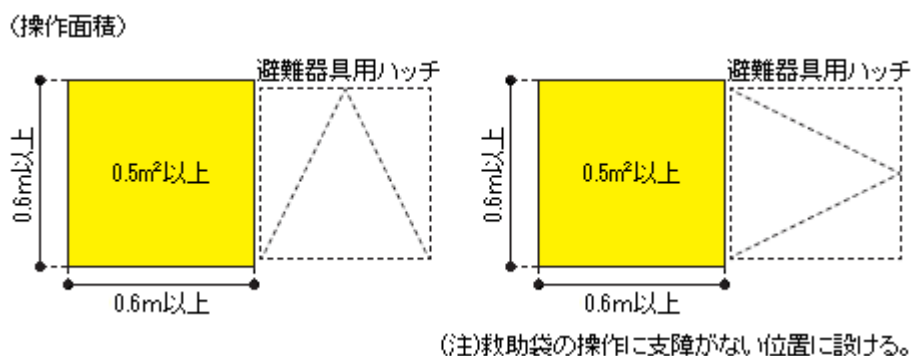
第15-66図



第15-67図

ケ 操作面積は、0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該救助袋の操作に支障のないものであること。(避難器具設置基

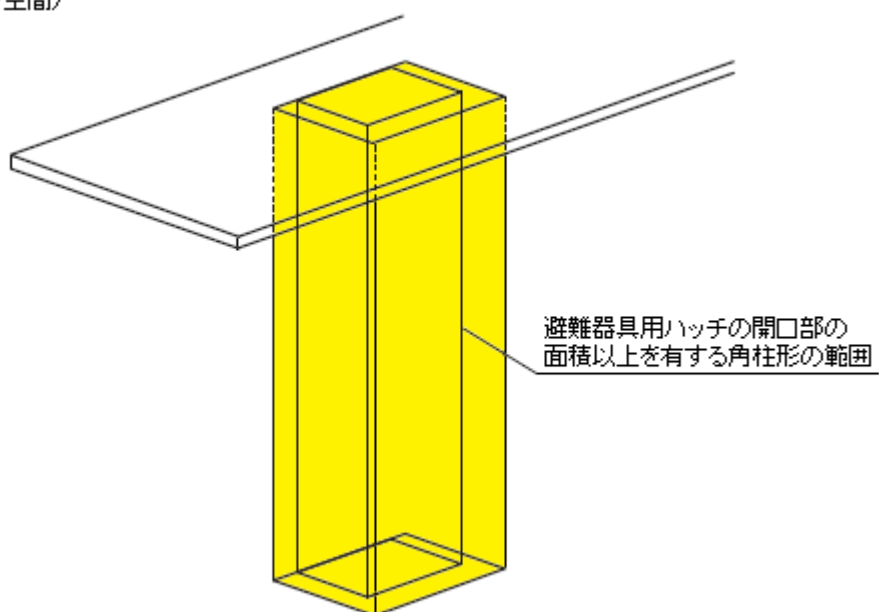
準告示 第3 第3号関係。第15-68図参照)



第15-68図

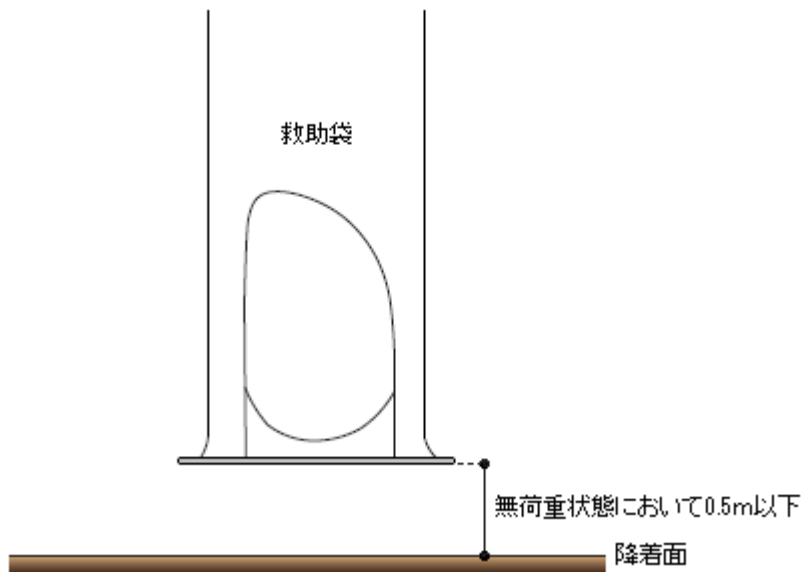
コ 降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号関係。第15-69図参照)

(降下空間)



第15-69図

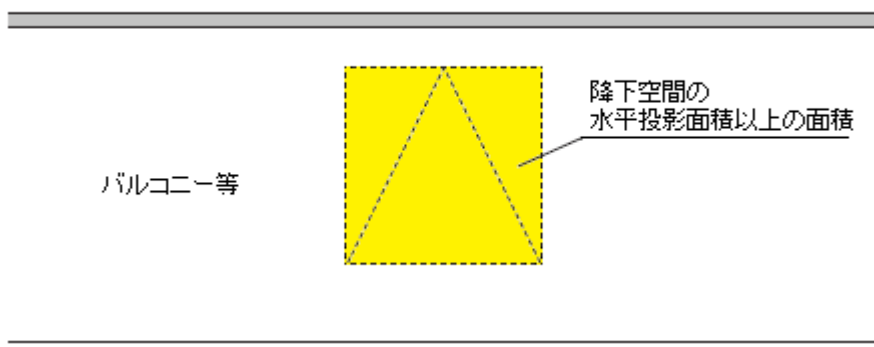
サ 救助袋を使用状態にした場合における当該救助袋の最下部から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。(避難器具設置基準告示 第3 第3号関係。第15-70図参照)



第 15-70 図

シ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとする。(**避難器具設置基準告示 第 3 号**関係。第 15-71 図参照)

(避難空地)



第 15-71 図

ス 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m 以上の位置であること。(**避難器具設置基準告示 第 3 号**関係)

セ 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、概ね 1m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。(**避難器具設置基準告示 第 3 号**関係)

ソ 救助袋は、**避難器具告示**に適合するもの又は認定品のものとする。●

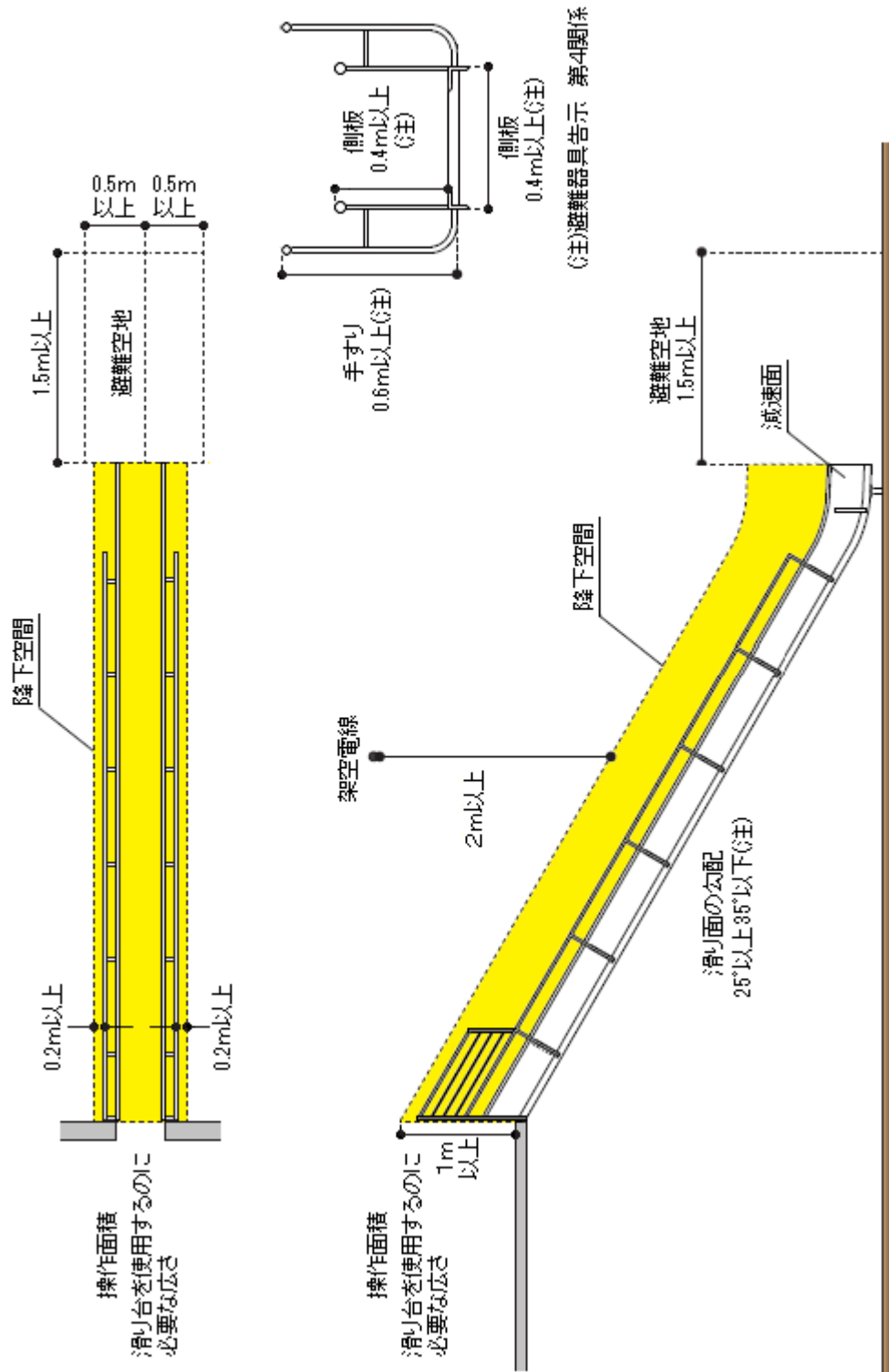
タ 共同住宅等のバルコニーに設置する場合は、原則として、同一縦系列住戸の各バルコニー内で下階への避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごに乗り換えられるように設置すること。●

ただし、上階がセットバックしている場合については、1住戸分の移動に際しては、差し支えないものとする。

(9) 滑り台

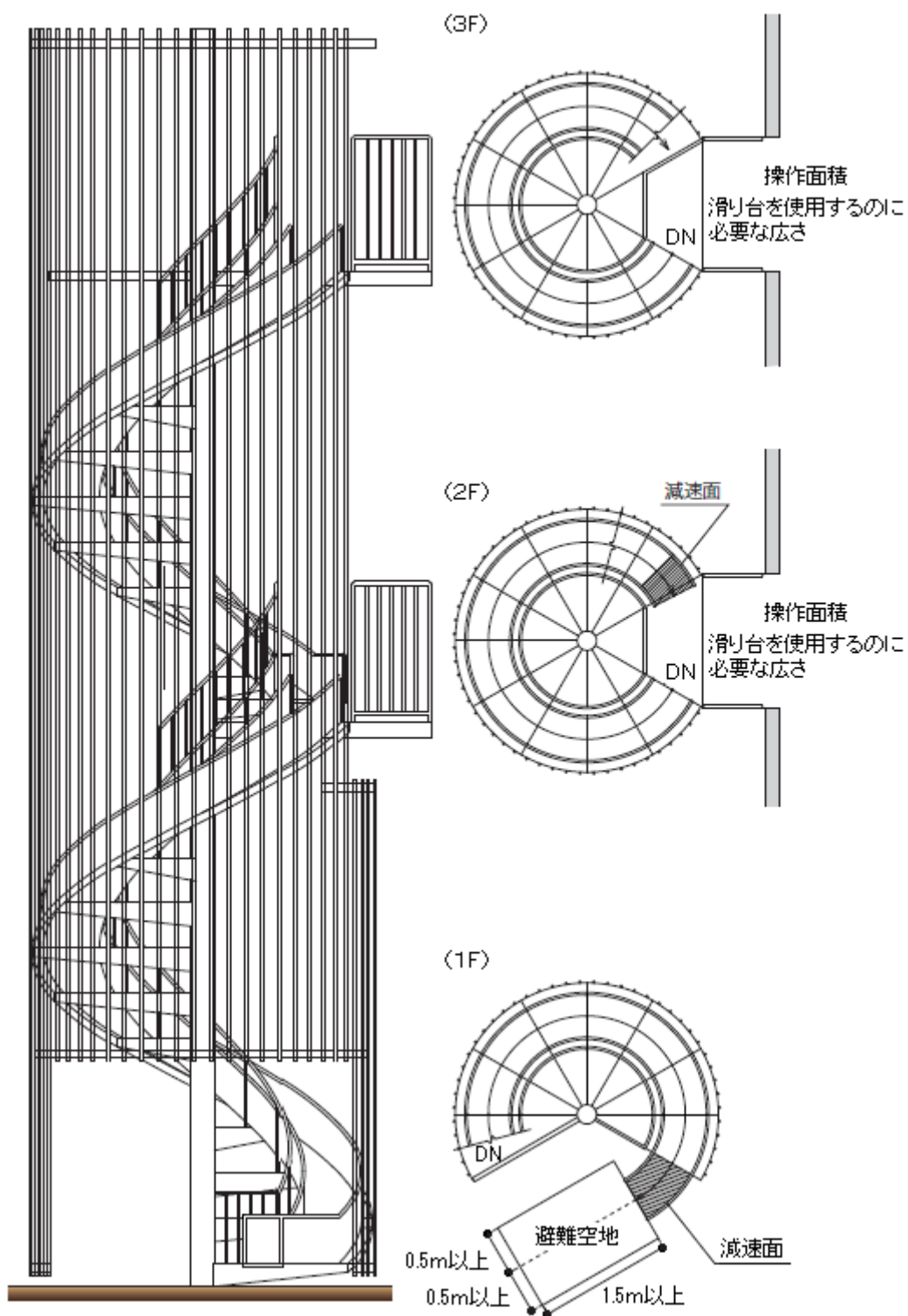
省令第 27 条第 1 項第 7 号及び**避難器具設置基準告示 第 3** 第 4 号に規定する滑り台の設置方法等は、次によること。**(第 15-72 図及び第 15-73 図参照)**

(滑り台(直線式)の設置例)



第 15-72 図

（滑り台(らせん式)の設置例）



第 15-73 図

ア 滑り台は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。（省令第 27 条第 1 項第 7 号イ関係）

イ 滑り台は、ボルト締め、埋込み、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。（省令第 27

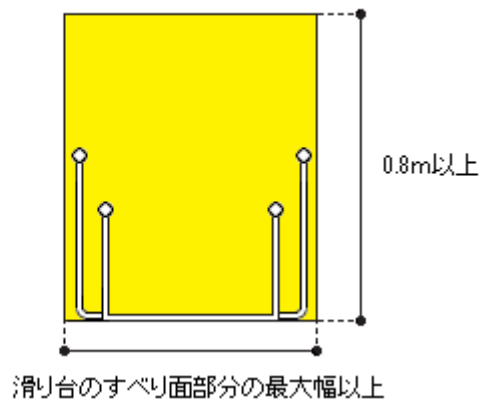
条第1項第7号ロ関係)

ウ 避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができるように設けること。(省令第27条第1項第7号ハ関係)

エ 転落を防止するための適当な措置を講じたものであること。(省令第27条第1項第7号ニ関係)

オ 取付部の開口部の大きさは、高さは0.8m以上であり、かつ、幅は滑り台の滑り面部分の最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示 第3 第4号(1)関係。第15-74図参照)

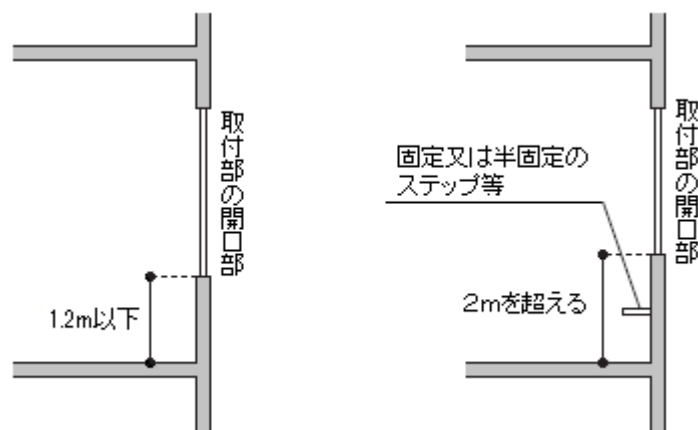
(取付部の開口部の大きさ)



第15-74図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。

ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第4号関係。第15-75図参照)



第15-75図

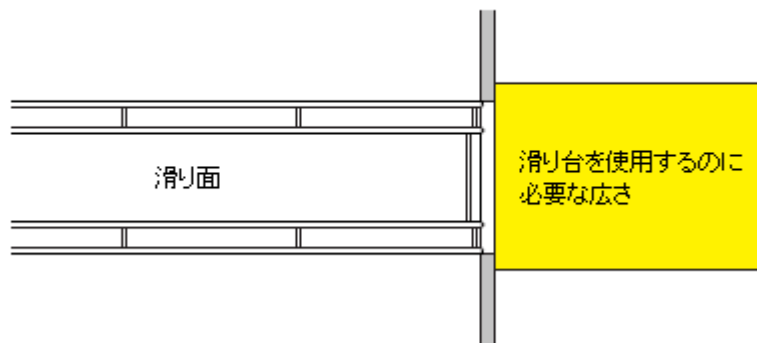
キ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が滑り台の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。

ただし、滑り台の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第4号関係)

ク 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでに段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(避難器具設置基準告示 第3 第4号(2)関係)

ケ 操作面積は、滑り台を使用するのに必要な広さであること。(避難器具設置基準告示 第3 第4号(3)関係。第15-76図参照)

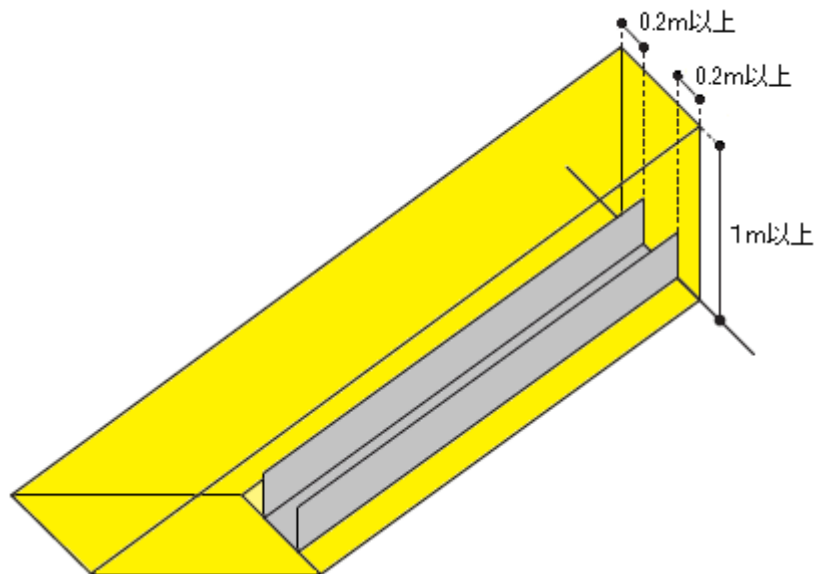
(操作面積)



第15-76図

コ 降下空間は、滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に0.2m以上の範囲内であること。(避難器具設置基準告示 第3 第4号(4)関係。第15-77図参照)

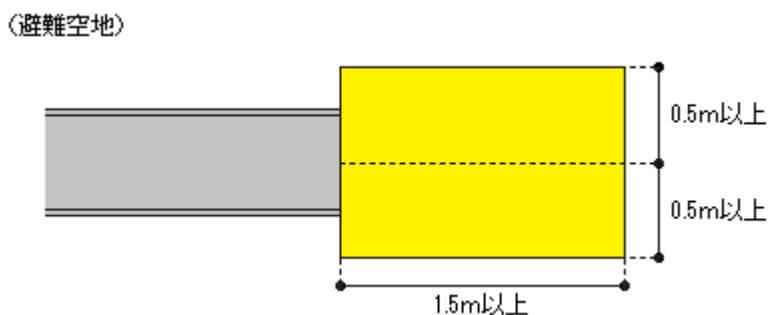
(降下空間)



第15-77図

サ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、滑り台の上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 4 号関係)

シ 避難空地は、滑り台の下部先端から前方 1.5m 以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 4 号(5)関係。第 15-78 図参照)



第 15-78 図

ス 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 m を超えるものにあつては、1 m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 4 号関係)

セ 滑り台は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(10) 滑り棒

省令第 27 条第 1 項第 8 号及び避難器具設置基準告示 第 3 第 5 号に規定する滑り棒の設置方法等は、次によること。

ア 安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とすること。

イ 滑り棒の長さは、取付け位置から地盤面その他の降着面までの長さとする。 (省令第 27 条第 1 項第 8 号イ関係)

ウ 滑り棒は、その上部及び下部を取付け具で固定できるものであること。(省令第 27 条第 1 項第 8 号ウ関係)

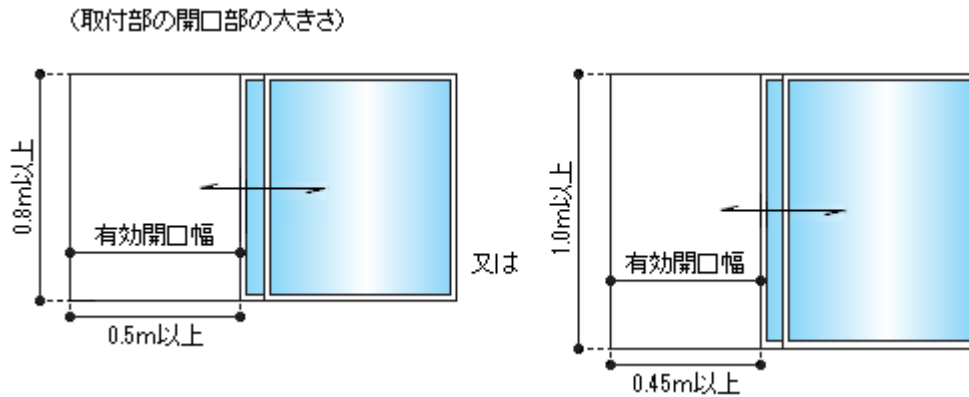
エ 滑り棒の取付け具は、次により設けること。(省令第 27 条第 1 項第 8 号エ関係)

(ア) 滑り棒の取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に滑り棒を容易に取り付けることができるように設けること。

(イ) (ア)の取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

オ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあつては高さが 0.8m 以上幅が 0.5m 以上又は高さが 1 m 以上幅が 0.45m 以上、床面の部分に設ける場合

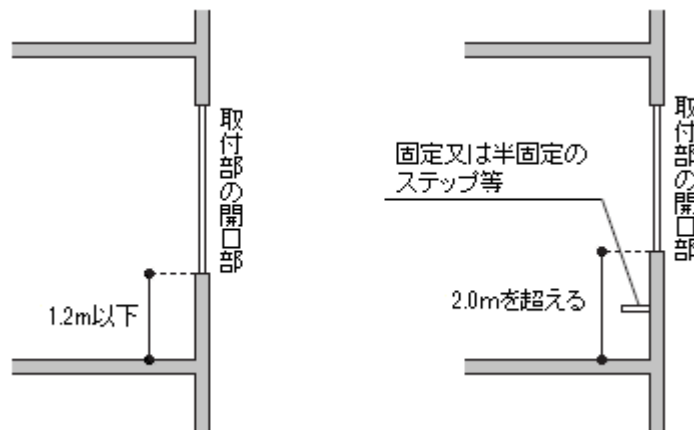
にあつては直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第5号関係。第15-79 図参照)



第15-79 図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。

ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第5号関係。第15-80 図参照)

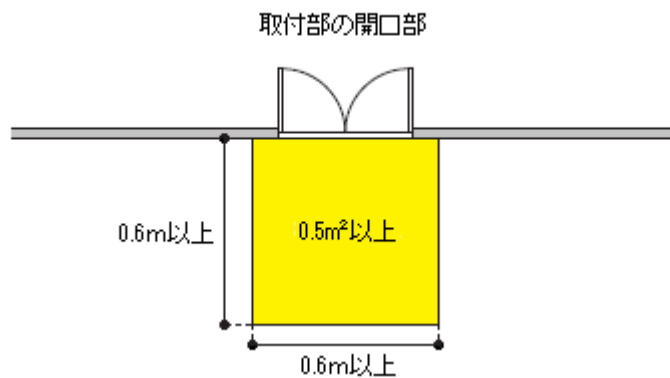


第15-80 図

キ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、滑り棒の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第5号関係)

ク 操作面積は、0.5 m²以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該滑り棒の操作に支障のないものであること。(避難器具設置基準告示 第3 第5号関係。第15-81 図参照)

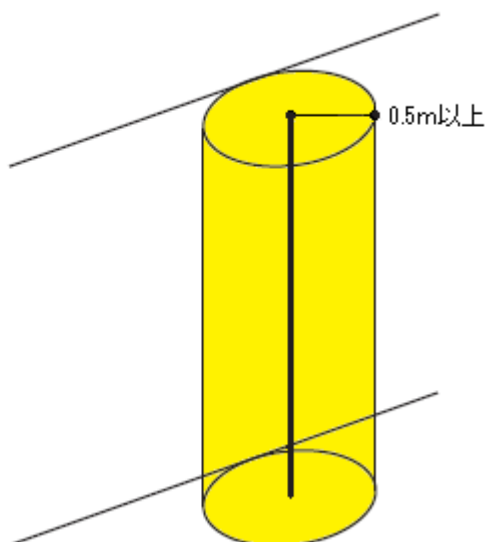
(操作面積)



第 15-81 図

ケ 降下空間は、滑り棒を中心とした半径 0.5m の円柱形の範囲とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 5 号(1)関係。第 15-82 図参照)

(降下空間)



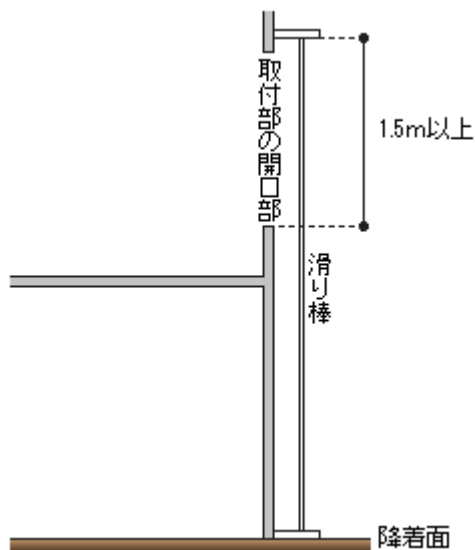
第 15-82 図

コ 滑り棒は、取付部の開口部の下端から 1.5m 以上の高さから降着面等まで設置すること。

(避難器具設置基準告示 第 3 第 5 号(2)関係。第 15-83 図参照)

サ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、滑り棒の上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 5 号関係)

シ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 5 号関係。第 15-84 図参照)



第 15-83 図



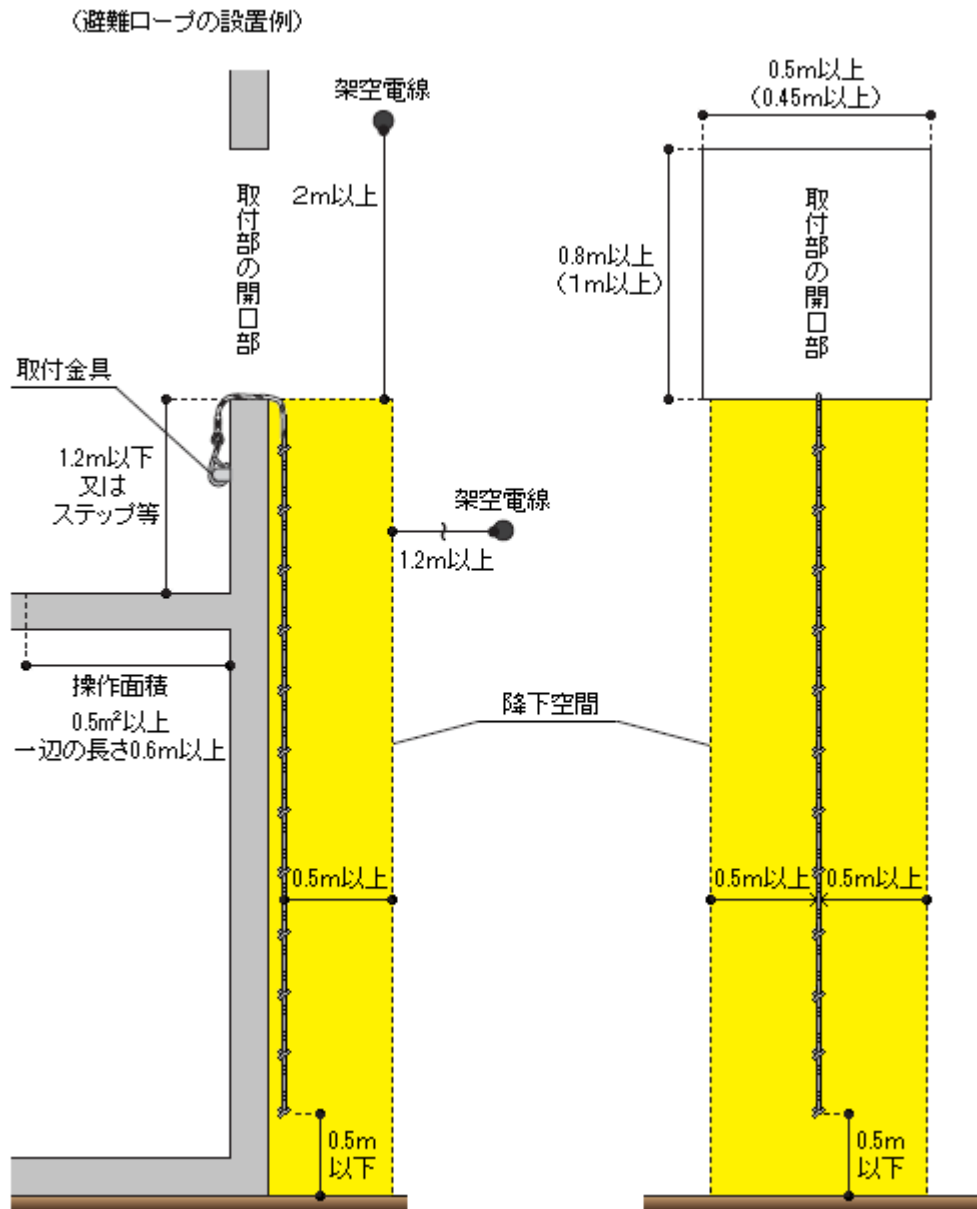
第 15-84 図

ス 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。（**避難器具設置基準告示 第3 第5号関係**）

セ 滑り棒は、**避難器具告示**に適合するものとする。

(11) 避難ロープ

省令第 27 条第 1 項第 8 号及び**避難器具設置基準告示 第3 第6号**に規定する避難ロープの設置方法等は、次によること。（**第 15-85 図**参照）



第 15—85 図

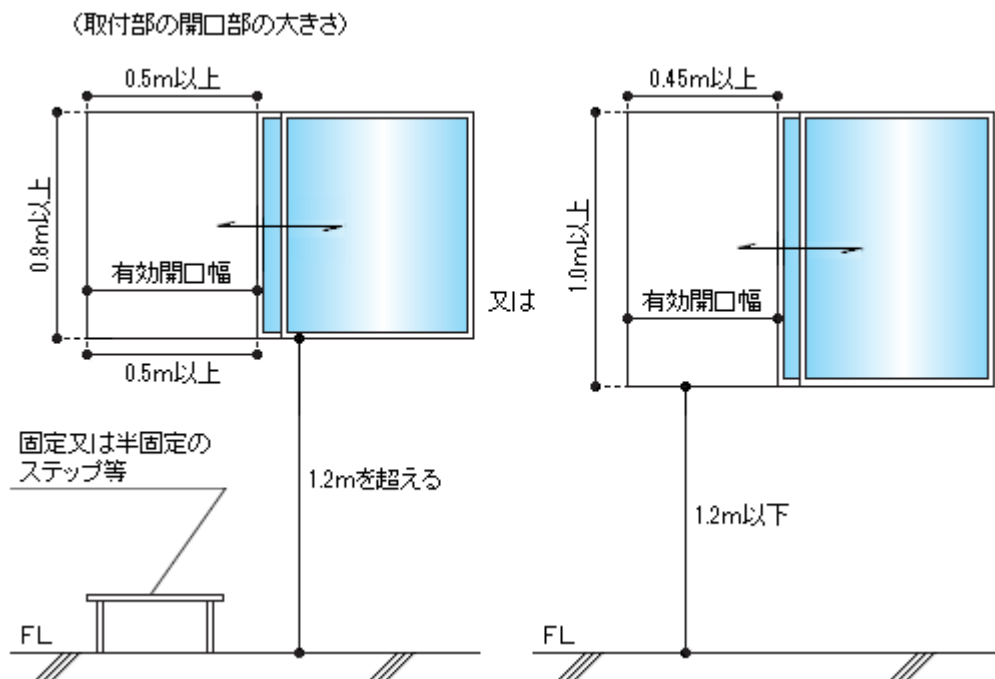
- ア 安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とすること。
- イ 避難ロープの長さは、取付け位置から地盤面その他の降着面までの長さとする。 (省令第 27 条第 1 項第 8 号イ関係)
- ウ 避難ロープの取付け具は、次により設けること。 (省令第 27 条第 1 項第 8 号ウ関係)
- (ア) 避難ロープの取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に避難ロープを容易に取り付けることができるように設けること。
ただし、堅固な窓台その他これに類するものに直接避難ロープをつり下げる場合にあつては、当該取付け具を設けることを要しない。
- (イ) (ア)の取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質

のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

エ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあつては高さが0.8m以上幅が0.5m以上又は高さが1m以上幅が0.45m以上、床面の部分に設ける場合にあつては直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。**(避難器具設置基準告示 第3 第6号関係。第15-86 図参照)**

オ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。

ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。**(避難器具設置基準告示 第3 第6号関係。第15-86 図参照)**



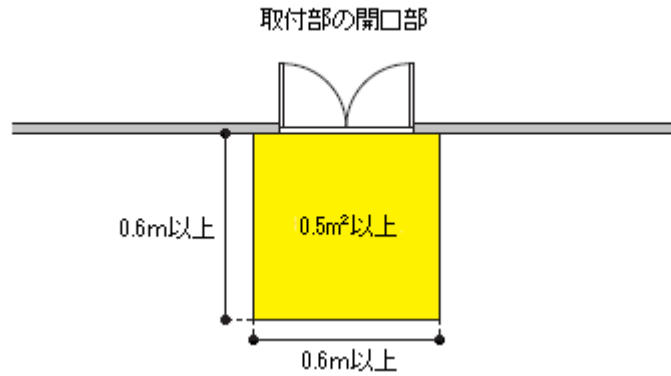
第15-86 図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストップ一等を設け、窓及び扉等が避難ロープの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難ロープの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(避難器具設置基準告示 第3 第6号関係)

キ 操作面積は、0.5 m²以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該避難ロープの操作に支障のないものであること。**(避難器具設置基準告示 第3 第6号関係。第15-87 図参照)**

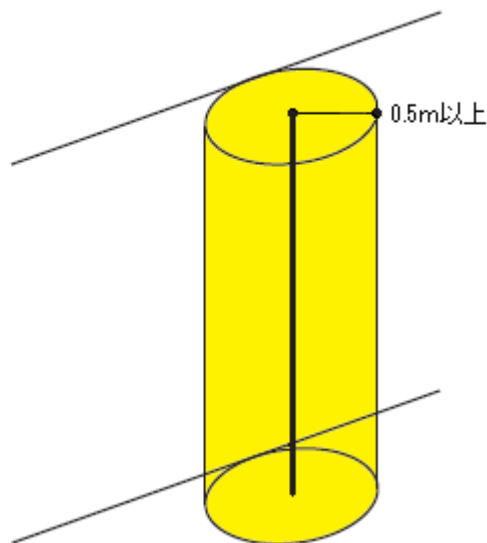
(操作面積)



第 15-87 図

ク 降下空間は、避難ロープを中心とした半径 0.5m の円柱形の範囲とすること。ただし、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第 3 第 6 号(1)関係。第 15-88 図参照)

(降下空間)



第 15-88 図

ケ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、避難ロープの上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 6 号関係)

コ 避難ロープを使用状態にした場合における当該避難ロープの最下部滑り止め(伸張した場合を含む。)から降着面等までの高さは、0.5m 以下であること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 6 号関係)

サ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 6 号(2)関係)

シ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員(1m を超えるものにあつては、1m とするこ

と。)以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示 第3 第6号関係)

ス 避難ロープは、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

セ 避難ロープは、簡単な操作により、取り付け及び展張ができ、有効に避難できる場所に設けること。

(12) 避難橋

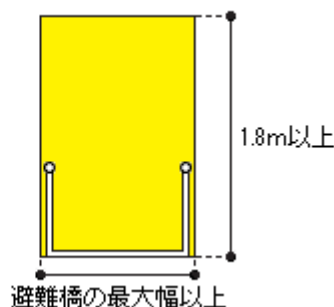
省令第27条第1項第9号及び避難器具設置基準告示 第3 第7号に規定する避難橋の設置方法等は、次によること。

ア 避難橋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。(省令第27条第1項第9号イ関係)

イ 避難橋は、一端をボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。(省令第27条第1項第9号ロ関係)

ウ 取付部の開口部の大きさは、高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示 第3 第7号(1)関係。第15-89図参照)

(取付部の開口部の大きさ)



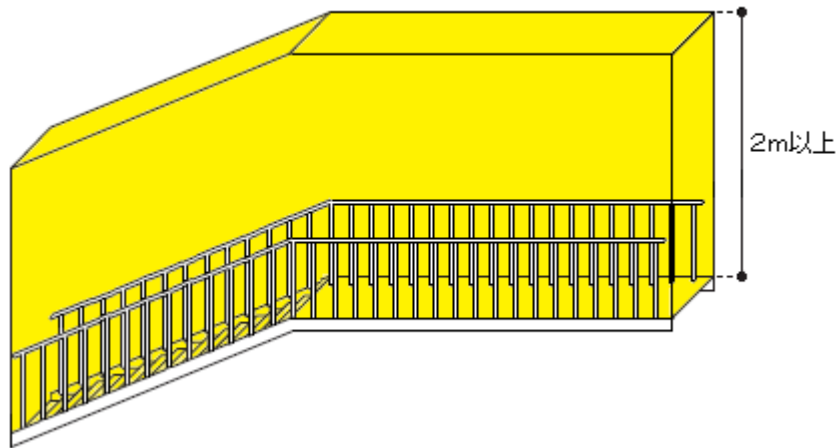
第15-89図

エ 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(避難器具設置基準告示 第3 第7号(2)関係)

オ 操作面積は、避難橋を使用するのに必要な広さであること。(避難器具設置基準告示 第3 第7号(3)関係)

カ 降下空間は、避難橋の踏面から上方2m以上及び避難橋の最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示 第3 第7号(4)関係。第15-90図参照)

(降下空間)



第 15-90 図

キ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 7 号(5)関係)

ク 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 7 号(6)関係)

ケ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、避難橋の上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第 3 第 7 号関係)

コ 避難橋は、避難器具告示に適合するものとする。

サ 公共用道路上空以外に設ける避難橋は、次によること。▲

(ア) 避難橋の主要な部分は、不燃材料とし、構造耐力上主要な部分は鋼材、鉄筋コンクリートその他アルミニウム等の耐久性のある材料で造ること。

なお、ここでいう「構造耐力上主要な部分」とは、はり、けた、床及びつなぎ材をいう。

(イ) 避難橋は、構造耐力上主要な部分に作用する自重、積載、荷重、積雪その他衝撃等に対して構造耐力上安全であるように計算されるものとする。

なお、避難橋に作用する積載荷重は、1 m²につき 500 kg 以上とすること。

(ウ) 鋼材、アルミニウム等を使用する避難橋の主要な部分を接合するには、リベット打ち又は溶接とすること。

(エ) 避難橋の幅は 60 cm 以上とし、勾配は 5 分の 1 未満とすること。

ただし、5 分の 1 以上の高低差を生じるところに設ける場合は、避難上有効な段を設け、階段式としても差し支えない。

(オ) 避難橋には、転落防止のために高さ 10 cm 以上の巾木及び高さ 110 cm 以上の手すり並びに間隔 20 cm 以内ごとに手すり子を設け、床面には間隔を設けないこと。

(カ) アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃性の材料で被覆すること。

ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。

- (キ) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2 m以上離れた位置に設けておくこと。
- (ク) 避難橋付近の適宜な場所（橋の両端について）には、懐中電灯、ロープ等を収納した箱等を設けておくこと。
- (ケ) 避難の用に供する場合以外は、使用しないものであること。
- (コ) 避難橋を設置する建築物の部分についても、構造耐力上の安全を確認すること。
- (カ) 避難橋は、充分なかかり長さをもたせ、常時架橋しておくこと。
ただし、機械等の装置により安全に、かつ、速やかに架設操作できるものについては、この限りでない。

シ 公共用道路上空に設ける避難橋は、前サ(ア)から(コ)までを準用するほか、次によること。



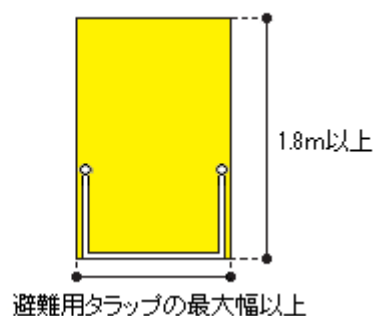
- (ア) 公共用道路上に避難橋を設ける場合は、常時架橋してはならない。
ただし、関係官公庁の許可を得たものは、この限りでない。
- (イ) 避難橋を架設するには、転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。
なお、移動式のものでも、一端をヒンジ、ブラケット等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。
- (ウ) 道路上に架設する避難橋は、概ね5 m未満の道路に架設すること。

(13) 避難用タラップ

省令第27条第1項第9号及び**避難器具設置基準告示 第3 第8号**に規定する避難用タラップの設置方法等は、次によること。

- ア 避難用タラップは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。（省令第27条第1項第9号イ関係）
- イ 避難用タラップは、一端をボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。（省令第27条第1項第9号ロ関係）
- ウ 取付部の開口部の大きさは、高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難用タラップの最大幅以上であること。（**避難器具設置基準告示 第3 第8号(1)関係。第15-91図**参照）

（取付部の開口部）



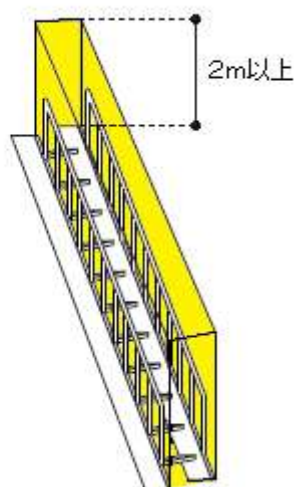
第15-91図

エ 避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(避難器具設置基準告示 第3 第8号(2)関係)

オ 操作面積は、避難用タラップを使用するのに必要な広さであること。(避難器具設置基準告示 第3 第8号(3)関係)

カ 降下空間は、避難用タラップの踏面から上方2 m以上及び避難用タラップの最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示 第3 第8号(4)関係。第15-92図参照)

〈降下空間〉



第15-92図

キ 降下空間と架空電線との間隔は1.2 m以上とするとともに、避難用タラップの上端と架空電線との間隔は2 m以上とすること。(避難器具設置基準告示 第3 第8号関係)

ク 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8 m以上の位置であること。(避難器具設置基準告示 第3 第8号関係)

ケ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(避難器具設置基準告示 第3 第8号(5)関係)

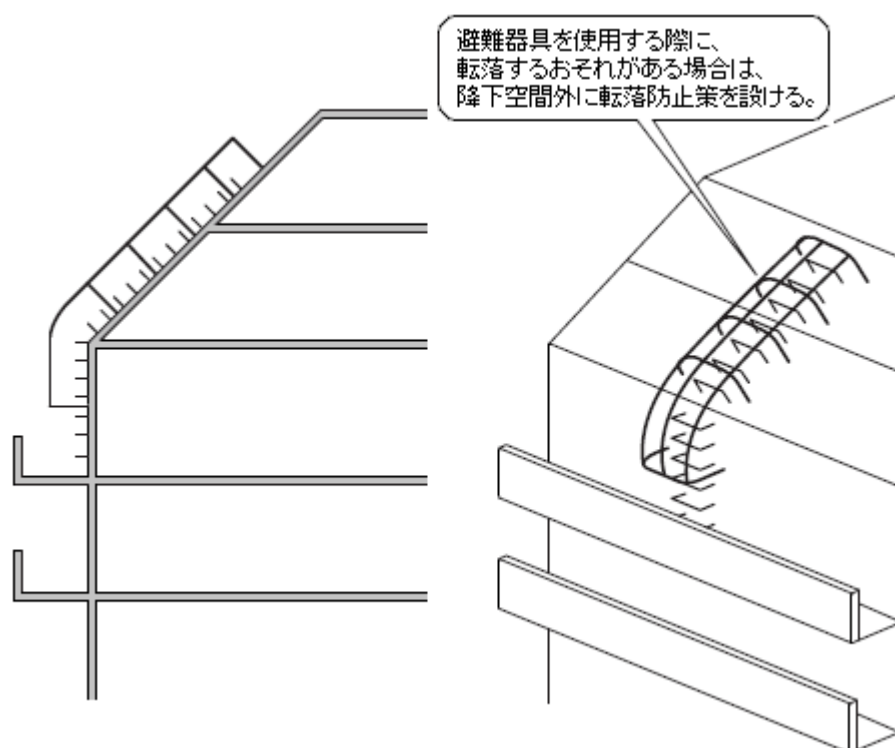
コ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員(1 mを超えるものにあつては、1 mとすること。)以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示 第3 第8号関係)

サ 避難用タラップを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第3 第8号関係)

シ 避難用タラップは、避難器具告示に適合するものとする。

(14) 防火対象物がセットバックし、通常の避難器具の取付けが困難である場合は、第15-93図により設置することができる。

この場合、避難器具を使用する際に転落するおそれのある場合は、降下空間外に転落防止柵を設ける等の安全対策を講じること。



第 15—93 図

6 避難器具専用室

避難器具設置基準告示 第 4 に規定する避難器具専用室は、次によること。(第 15—94 図参照)

- (1) 避難器具専用室は耐火構造の壁及び床で区画されていること。

ただし、地階の階層が一階層のみの場合は、不燃材料（ガラスを用いる場合は網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）とすることができる。(避難器具設置基準告示 第 4 第 1 号関係) ●

- (2) 避難器具専用室は、避難器具の操作面積を確保するとともに、避難に際し支障のない広さであること。(避難器具設置基準告示 第 4 第 2 号関係)

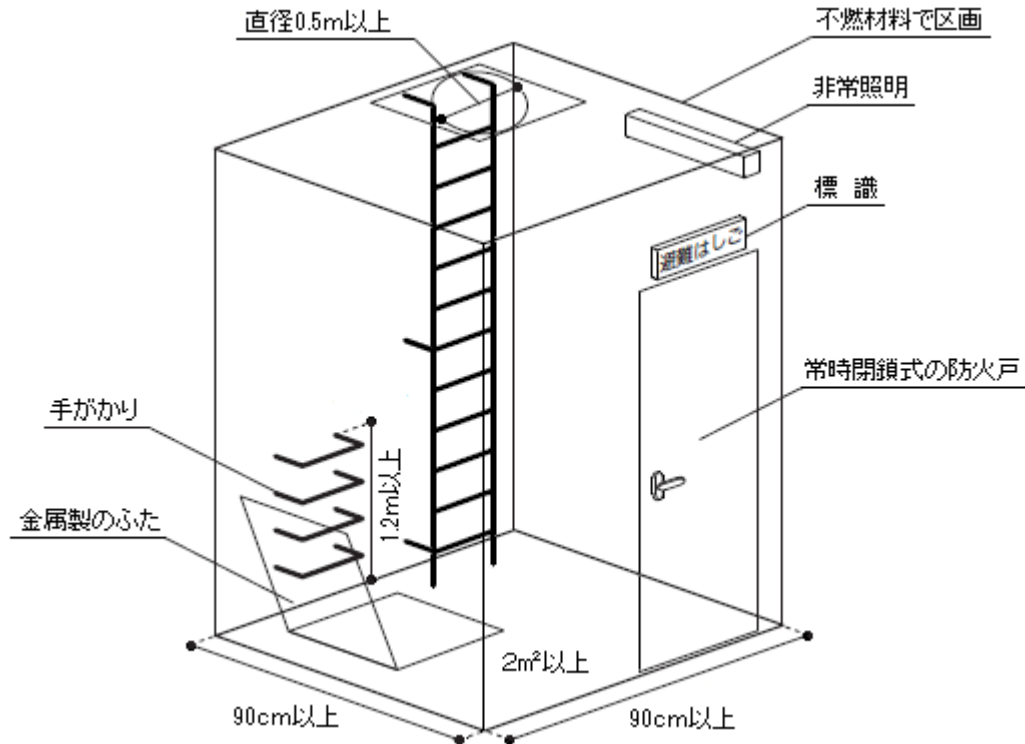
なお、ここでいう「避難に際し支障のない広さ」とは、一辺の長さが概ね 90 cm 以上で、かつ、2 m²以上の広さとする。●

- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。(避難器具設置基準告示 第 4 第 3 号関係)

なお、ここでいう「非常照明」とは、**建基令** 第 5 章 第 4 節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているもの

であること。

- (4) 避難器具専用室の入口には、高さ 1.8m以上、幅 0.75m以上の常時閉鎖式の防火戸を設けるとともに、表示灯（表示面「避難はしご」白地黒文字、予備電源内蔵式、縦 0.12m以上横 0.36m以上。表示面の大きさにあつては、誘導灯のBH級と同等以上の器具を用いて表示する場合は、この限りでない。）を設けること。▲（避難器具設置基準告示 第4 第4号関係）
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。
ただし、建築物内部に設ける場合にあつては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。（避難器具設置基準告示 第4 第5号関係）
- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径 0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。（避難器具設置基準告示 第4 第6号関係）
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。
ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。（避難器具設置基準告示 第4 第7号関係）
- (8) 上昇口の上部に、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が 1.2m以上になるように設けること。
ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。（避難器具設置基準告示 第4 第8号関係）
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあつては、概ね 180° 開くものを除き、取付面と 90° 以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。（避難器具設置基準告示 第4 第9号関係）
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。（避難器具設置基準告示 第4 第10号関係）



第 15-94 図

7 避難器具に係る標識

避難器具設置基準告示 第 5 に規定する避難器具に係る標識は、次によること。(第 15-2 表参照)

第 15-2 表

種 類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい場所	縦：12cm 以上 横：36cm 以上	色時に黒文字（避難器具である旨を容易に判別できる場合は、他の色をもってかえることができる。）	文字「避難器具」 文字の大きさ 5 cm 以上
使用方法を表示する標識		縦：30cm 以上 横：60cm 以上		使用方法をわかりやすく表示する文字の大きさ 1 cm 以上
設置位置まで誘導する標識		縦：12cm 以上 横：36cm 以上		文字「避難器具」 文字の大きさ 5 cm 以上

備考 1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識の表示方法のうち、避難ロープ、避難はしご等の一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる

備考 2 灯火とする場合は、常時点灯の予備電源内蔵式とすること。

(1) 避難器具の位置を示す標識は、次によること。

ア 標識の設置場所は、避難器具の直近の見やすい箇所及び避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設けること。▲（避難器具設置基準告示 第 5 第 1 号(1)関係)

イ 標識の大きさは、縦 12 cm 以上、横 36 cm 以上とすること。(避難器具設置基準告示 第

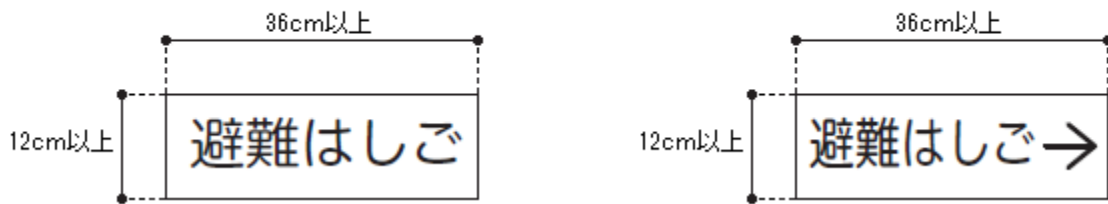
5 第1号(2)関係)

ウ 標識には、「避難器具」と記載し、文字の大きさは、縦横5 cm以上とすること。▲

ただし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合には、この限りでない。(避難器具設置基準告示 第5 第1号(3)関係)

なお、避難はしご等の一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。(第15-95 図参照)

(避難はしごの標識の例)



第15-95 図

エ 標識の地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものであること。(避難器具設置基準告示 第5 第1号(4)関係)

なお、ここでいう「相互に対比色となる配色」とは、標識の地色を白色、文字を黒色とすることをいう。▲

また、標識を表示灯とする場合は、常時点灯しているものであって、常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられるものであること。▲

(2) 避難器具の使用方法を表示する標識は、次によること。

ア 標識は、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。

ただし、使用方法の簡便なものにあつては、設置しないことができる。(避難器具設置基準告示 第5 第2号(1)関係)

イ 使用方法は、図及び文字等を用いてわかりやすく表示すること。(避難器具設置基準告示 第5 第2号(2)関係)

この場合の標識の大きさは、縦30 cm以上、横60 cm以上で、地色を白色、文字を黒色とし、文字の大きさは、縦横1 cm以上とすること。●

(3) 特定1階段等防火対象物にあつては、前(1)及び(2)によるほか、次によること。

ア 避難器具を設置又は格納する場所の出入口の上部又はその直近に前(1)の標識を設置するとともに、避難器具が設置されている場所がわかりにくい場合には、説明文、平面図等を併記すること。

イ 避難器具を設置する階のエレベーターホール等の共用部に設置する標識は、「避難器具設置場所案内図」である旨を明記した当該階の平面図に、避難器具の設置場所が容易に識

別できるように表示した標識であること。

なお、当該標識については、大きさ及び材質は問わないが、紙等の材質で破損の恐れのあるものには、保護のための措置を講ずること。

8 避難器具設置場所の明るさの確保

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するほか、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(10)項イに掲げる防火対象物には、非常電源を内蔵した有効な照明設備を設けること。



9 避難器具の格納方法

避難器具の格納については、次によること。▲

(1) 避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、当該避難器具を保護するために、格納箱等に収納すること。

(2) 格納箱等（避難器具用ハッチに格納するものを除く。）は、次によること。

ア 避難器具の操作に支障をきたさないものであること。

なお、避難器具の種類、設置場所及び使用方法に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあつては、耐食措置を施したものであること。

イ 屋外に設けるものは、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。

10 取付方法

避難器具の取付方法は、**避難器具設置基準告示 第8**に規定するほか、次によること。

(1) 避難器具を取り付ける固定部は、避難器具の種類に応じ、**第15—4表**の「荷重」欄及び「付加荷重」欄の合成力を、当該避難器具の取付位置において「荷重方向」欄の方向に加えた場合、当該固定部に発生する応力に耐えうるものであること。

ただし、「付加荷重」のうち、地震力又は風圧力にあつては、どちらか一方の大なる方のみとすることができる。

(2) 避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の構造及び強度は、省令27条第1項各号及び**避難器具設置基準告示**によること。

(3) 取付け具を固定する場合の工法は次によるものとし、施工基準にあつては、**避難器具設置基準告示**によること。

ア 建築物の主要構造部（柱、床、梁等の構造耐力上、十分な強度を有する部分限る。）に直接取り付ける場合

(ア) 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し、又はフック掛け（先端をかぎ状に折り曲げたボ

ルト等をコンクリートに埋設するものをいう。)する工法

(イ) 金属拡張アンカーによる工法(スリーブ打込み式に限る。)

イ 固定ベース(取付け具に作用する外力に対抗させる目的で設けるおもりをいう。)を取り付ける場合

ウ 補強措置を講じた部分に取り付ける場合

(ア) 柱、梁を鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締め付ける工法

(イ) 柱、梁等の強度を低下させない工法

(ウ) 建築物の柱、床、梁等の部分又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法

エ その他前アからウまでに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法

第15-4表

種類	荷重(kN)		付加荷重(kN)	荷重方向		
避難はしご	有効長(最上部の横棧から最下部横棧までの長さをいう。)について2m又はその端数ごとに1.95を加えた値		自重 (取付け具の重量が固定部にかかるもの にあってはその重量を含む。以下同じ)	鉛直方向		
緩降機	最大使用者数に3.9を乗じた値					
滑り棒	3.9					
避難ロープ	3.9					
救助袋	垂直式	袋長が10m以下のもの	6.6		入口金具荷重	鉛直方向
		袋長が10mを超え20m以下のもの	9.0			
		袋長が20mを超え30m以下のもの	10.35			
		袋長が30mを超えるもの	10.65			
	斜降式		上部	下部	入口金具荷重 (上部のみ)	上部 俯角70度 下部 仰角25度
		袋長が15m以下のもの	3.75	2.85		
		袋長が15mを超え30m以下のもの	5.85	5.25		
		袋長が30mを超え40m以下のもの	7.35	6.45		
袋長が40mを超えるもの	8.70	7.50				
滑り台	踊場の床面積1㎡当たり3.3に滑り面1m当たり1.3を加えた値		自重、風圧力、 地震力、積雪荷重	合成力の 方向		
避難橋	1㎡当たり3.3					
避難用 タラップ	踊場の床面積1㎡当たり3.3に踏板ごとに0.65を加えた値					

(注1) 風圧力 : 1㎡当たりの風圧力は、次の式によること。

$$q = 60k\sqrt{h}$$

q : 風圧力(kN/㎡)
 k : 風力係数(1とすること。)
 h : 地盤面からの高さ(m)

(注2) 積雪荷重 : 積雪量が1㎡当たり1cmにつき20N以上として計算すること。

(注3) 地震力 : 建基令第88条の規定の例によること。

(4) 固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあつては、当該アンカーボルト等の引抜き

力を測定することのできる器具等を用いて、次の式により求められる締付トルクとすること。

$$T = 0.24DN$$

T : 締付トルク(kN・cm)
D : ボルト径(cm)
N : 試験荷重【設計引抜荷重】(kN)

11 避難器具の取付部、操作面積、降下空間及び避難空地

各避難器具の取付部、操作面積、降下空間及び避難空地は、**第 15-5 表**から**第 15-8 表**までによること。

12 屋内通路又は駐車を避難通路とする場合の取扱い

屋内通路又は駐車場（車路、駐輪場を含む。以下同じ。）を避難通路とする場合は、次によること。

(1) 屋内通路を通る場合

ア 通路部分は他の屋内部分（小規模で居室に該当しない管理人室、便所、郵便ボックスは除く。以下同じ。）と耐火構造の床、壁又は常時閉鎖式の特定防火設備で区画すること。

イ 通路部分の壁及び天井の仕上げ（下地を含む。）は、不燃材料とすること。

ウ 通路部分には非常用照明装置を設けること。

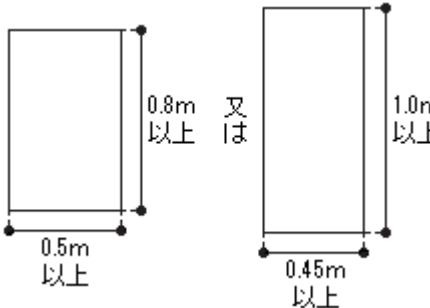
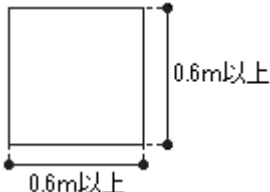
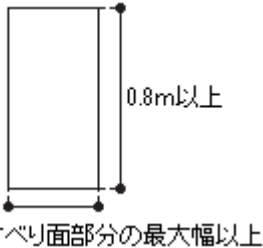
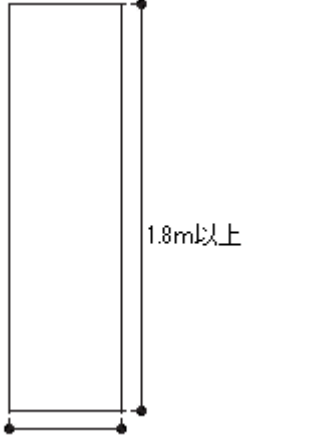
(2) 駐車場を通る場合

ア 駐車場は、他の屋内部分と耐火構造の床、壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖の特定防火設備で区画すること。

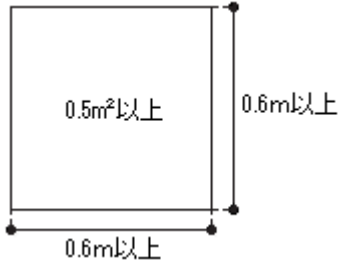
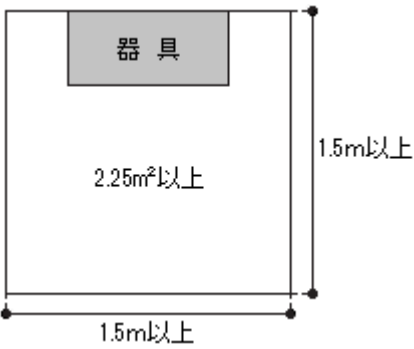
イ 駐車場の壁及び天井の仕上げ（下地を含む。）は、不燃材料とすること。

ウ 通路部分には非常用照明装置を設けること。

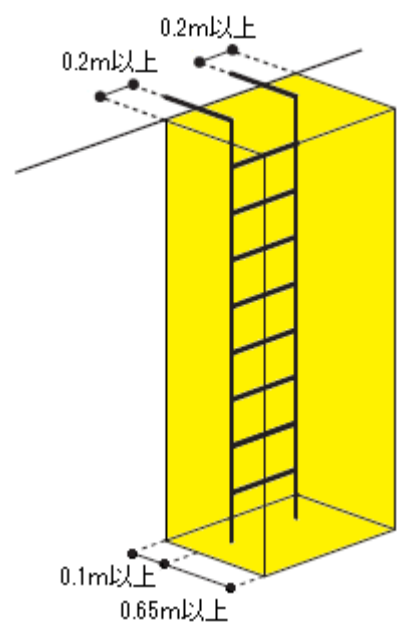
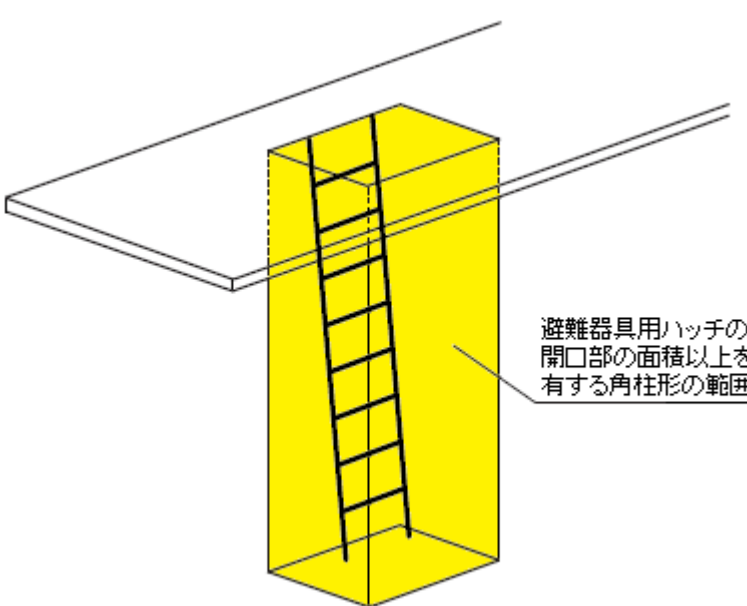
第15-5表 取付部の開口部の大きさ

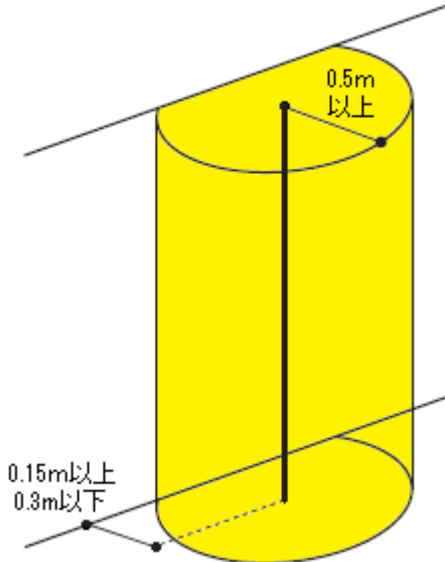
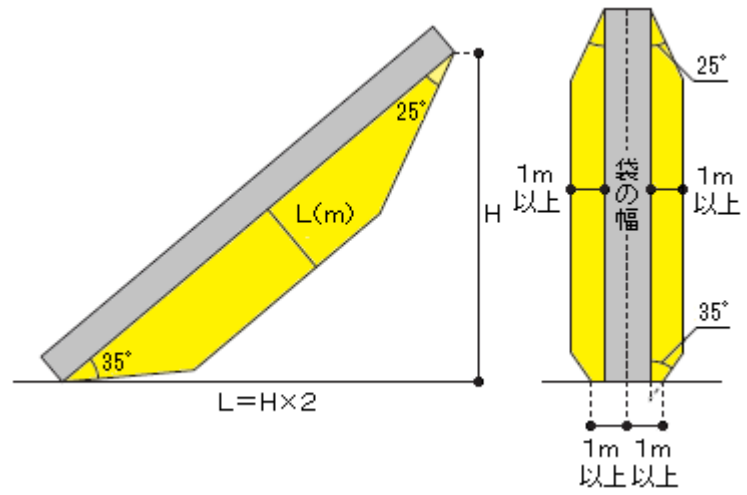
避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ	
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p> <p>○緩降機</p> <p>○滑り棒</p> <p>○避難ロープ</p>	<p>(壁面の部分に設ける場合)</p> <p>高さ：0.8m以上 幅：0.5m以上 又は 高さ：1m以上 幅：0.45m以上</p> <p>(床面の部分に設ける場合) 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。)</p>	
<p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>高さ及び幅が、それぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること。</p>	
<p>○滑り台</p>	<p>高さ：0.8m以上 幅：滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p>	 <p>滑り台のすべり面部分の最大幅以上</p>
<p>○避難橋</p> <p>○避難用タラップ</p>	<p>高さ：1.8m以上 幅：避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p>	 <p>避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p>

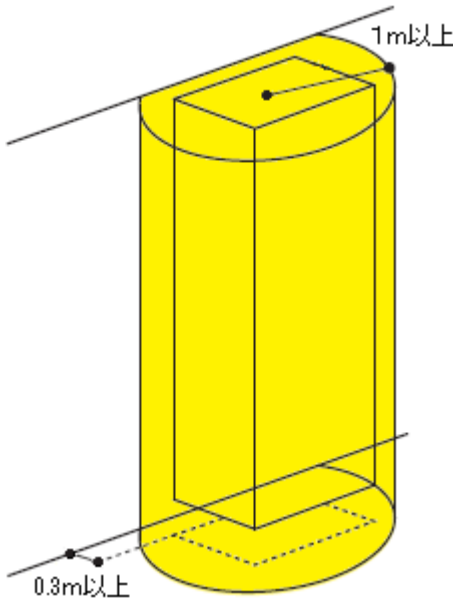
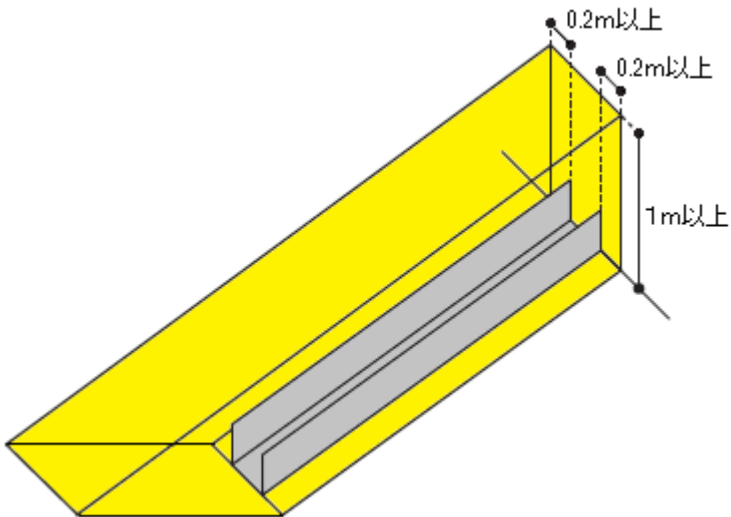
第15-6表 操作面積

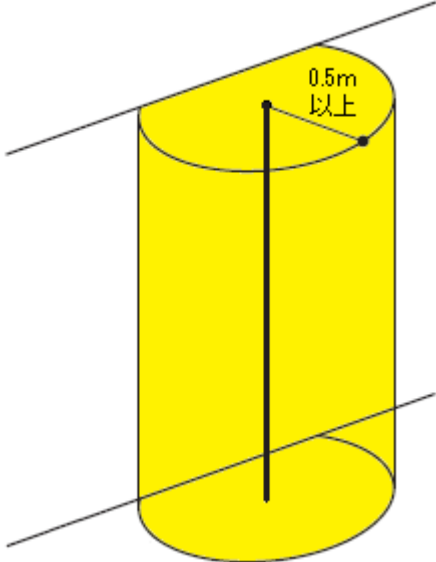
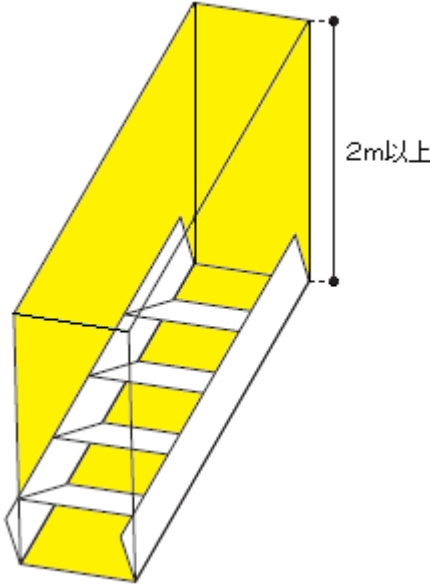
避難器具の種類	操 作 面 積	
<p>○避難はしご</p> <p>○緩降機</p> <p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)</p> <p>○滑り棒</p> <p>○避難ロープ</p>	<p>0.5 m²以上 (当該器具の水平投影面積を除く。)、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障ないもの。</p>	 <p>0.5m²以上</p> <p>0.6m以上</p>
<p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>幅1.5m以上、奥行1.5m以上 (器具の設置部分を含む。) ただし、操作に支障のない範囲で形状を変えることが出来るものとし、この場合の操作面積は2.25 m²以上とすること。</p>	 <p>器具</p> <p>2.25m²以上</p> <p>1.5m以上</p>
<p>○滑り台</p> <p>○避難橋</p> <p>○避難用タラップ</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>	

第15-7表 降下空間

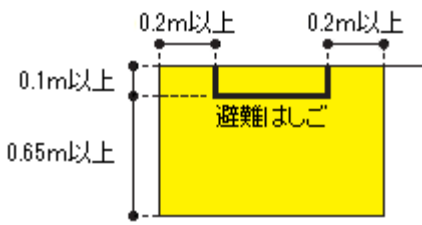
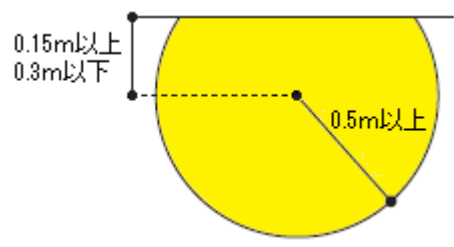
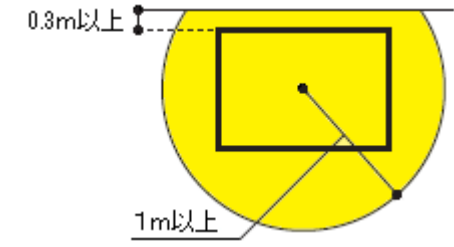
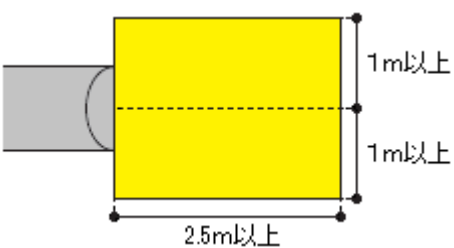
避難器具の種類	操作面積
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さんの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲</p> 
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの。)</p> <p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)</p>	<p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p> 

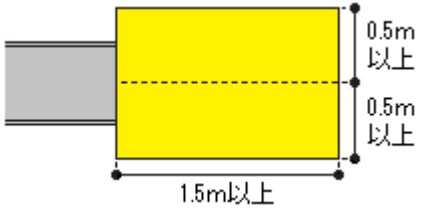
避難器具の種類	操作面積
○緩降機	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上 ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側にあっては、この限りでない。</p> 
○救助袋 (斜降式)	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあっては25°、下部にあっては35°の下図による範囲内 ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m））以上とすることができる。</p> 

避難器具の種類	操 作 面 積
<p>○救 助 袋 (垂 直 式)</p>	<p>救助袋の中心から半径 1m以上の円柱形の範囲 ただし、救助袋と壁との間隔は 0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m（突起物が入口金具から下方 3m以内の場合にあつては 0.3m））以上</p> 
<p>○滑 り 台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に 1 m 以上及び滑り台の両端から外方向に 0.2m 以上の範囲</p> 

避難器具の種類	操 作 面 積
<p>○滑り棒</p> <p>○避難ロープ</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲 ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合、若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。</p> 
<p>○避難橋</p> <p>○避難用タラップ</p>	<p>避難橋、又は避難用タラップの踏み面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上</p> 

第 15－8 表 避難空地

避難器具の種類	避難空地	
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>		
<p>○緩降機</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>	
<p>○救助袋 (垂直式) (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>		
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを。) ○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを。)</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>	
<p>○救助袋 (斜降式)</p>	<p>展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1m 以上の幅</p>	

避難器具の種類	避難空地	
○滑り台	<p>滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上の範囲</p>	
○滑り棒 ○避難ロープ ○避難橋 ○避難用タラップ	<p>避難上支障のない広さ</p>	